

# 十五年戦争(1931-1945)における日本政府・軍のユダヤ人政策

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阪東, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1546">http://hdl.handle.net/10291/1546</a>

# 十五年戦争 (1931-1945) における 日本政府・軍のユダヤ人政策

阪 東 宏

## 要旨 第1章 ハルビン在住ユダヤ人に対する関東軍特務機関の工作

まず、1933年8月から12月にかけて、白系ロシア人集団数百名によるハルビン在住ユダヤ人に対する脅迫・拉致事件を考察する。1933年から1936年にかけて送られた膨大な書簡・報告書のうち、関東軍参謀長 西尾将軍が満州の日本大使館に宛てた通告(1934年12月14日)は、当時は極秘扱いであったが、この件に関する決定的証拠である。その後、ハルビンの軍事当局は、ユダヤ人に対する政策を迫害からユダヤ人の“利用”へと変更した。第一回極東ユダヤ人大会が1937年12月ハルビンで開催された。関東軍参謀長 東條英機による「現下に於ける対ユダヤ民族施策要領」(1938年1月25日)の要旨は、ユダヤ人に対するこの新政策を承認している。しかしながら東京では、反ユダヤ派の軍参謀や官僚が参集し、軍部中央に対し働きかけを行った。彼らの圧力が、回教及ユダヤ問題委員会の成立をもたらした(1938年4月)。

## 第2章 1938年3月以降、オーストリア・ドイツからのユダヤ人国外追放と日本の軍・外交当局の対応

ドイツにおけるヒトラーの政権奪取の後、ユダヤ市民迫害が始まった。アメリカ合衆国での抗議運動に関して、ニューヨーク総領事館員が、報告書とともに‘The American Jewish Committee, *The Jews in Nazi Germany—The factual record of their persecution by the National Socialism—*’ N. Y. 1933 (pp. 99) を送っている。これらの文書は明らかに、ドイツ政府及び国民の反ユダヤ政策を非難している。日本在外公館からの報告書を注意深く調査してみると、この件に関する彼ら自身の批判的な見解は全く見られない。外務省自身も、その指示において常に、ユダヤ人の迫害の件であったとしても、日本の“同盟国”たるドイツの政策を批判することには慎重な態度を取った。逆に、ドイツが排斥するユダヤ市民への非難の言葉は、日本の在外公館から本省への報告にしばしば見受けられる。例えば、在ハンブルク総領事から外相 松岡洋右への報告(1940年9月12日)は次のように述べる：「現に出願している W. I. カスパーの場合、ヴィザ発給に支障は認められないが……その応待には相当手古ずりおる次第なり。ドイツにとり迷惑な人間は日本にとりても亦迷惑至極なり。本件カスパーによる通過ヴィザを拒否する」。もちろん真に「相当手古ずり」おっていたのは、総領事館員ではなく、むしろヴィザを申請していた避難民である。外相近衛の最初の訓令(1938年10月7日)は、ユダヤ避

難民を単に「此種避難民」と呼びつつ、日本領土への入国を禁じている。続く有田訓令は（1938年12月7日）、近衛訓令を繰り返し、次の点を付け足している：「ユダヤ人を積極的に日本・満州そして中国に呼ぶことは避けるように求められているが、「資本家・技術者」といった特別の利用価値をもつ者は除く」。こうした例外は、「外資導入の必要」や「日本とアメリカ合衆国の関係悪化の阻止」を考慮して作られたのみならず、陸海軍の“ユダヤ人利用”派をも満足させるものであった。

### 第3章 上海におけるユダヤ避難民に対する日本政府・軍の政策と上海ユダヤ社会（省略）

#### 第4章 1939年夏における“ユダヤ人利用”派の計画

犬塚、安江両大佐と石黒領事による調査委員会（三者委）は、上海のユダヤ問題に関する調査を行い、これが「上海におけるユダヤ関係調査合同報告」（1939年7月7日、48ページ）という提言となった。この提言は2つの部分からなる。一つは、ユダヤ避難民の居住地区設立によって、上海英国系ユダヤ財閥を取り込むべく取られる措置。二つ目は、欧州ユダヤ人の流入を上海に生じさせる措置である。どちらも空想かつ自己満足に満ちている。だが、現場司令官や東京の外務省・軍部の同意を得るのは困難であった。

#### 第5章 在カウナス領事代理 杉原千畝のユダヤ避難民へのヴィザ大量発給とその波紋

杉原千畝は、1935年3月ソヴィエト当局との北滿鉄道譲渡交渉で頭角を現した。それから、陸軍参謀に軍事情報を提供すべく、カウナス領事代理に任命された（1939年12月～1940年8月）。彼はポーランド軍地下情報組織の将校らと協力関係を結んだ。ある日、彼のいる総領事館が突然ユダヤ避難民の群集によって取り巻かれた（1940年7月18日）。領事と松岡外相間の書簡が数点保存されている。外相は領事に、日本通過ヴィザ発行に関して制限を加えるよう厳しい訓令を与えた。だが杉原は、カウナスのオランダ領事とソヴィエト領事館の友好的処置のおかげで、通過ヴィザ発行を決意した。7月29日から8月28日まで、彼は終日、昼食も取らずにヴィザ発行に挺身し、ヴィザの数は2,139に上る。杉原幸子夫人の回想によれば、ヴィザを手にした避難民の実数は、5千から6千にも上る。これは避難民にとって驚くべき献身である。反対に外相は、ソヴィエトロシアと日本を通るユダヤ避難民の通過に関する規制を強化した。彼はついに、神戸から上海へ彼らを送り出すことを決意した。枢軸国としての日本は、‘ユーデン・フライ’となるべきであったからであろう。

#### 第6章 1941年12月以後の日本政府のユダヤ人政策

日本は1941年12月8日、アメリカ合衆国、英国、オランダに対し敵意を露にした。この時点で近衛訓令と有田訓令は無効になっていた（1938年10月と12月）。現場の陸軍当局は上海のユダヤ人に、限定のもとでの定住、いわゆる‘ゲッター化’を命じた（1943年2月）。上海虹口のユダヤ人地域は飢餓と死にさらされた。

キーワード：ユダヤ問題、ユダヤ避難民、15年戦争

## 第1章 ハルビン在住ユダヤ人に対する関東軍特務機関の工作

中国東北への侵略である満州事変（1931.9）は関東軍司令部の独断専行であり中国政府にとっても、日本政府自身にとっても予想外な突発事件であったことは周知の事である。日本政府はこれを追認した。満州国の成立（1932.3）後においても従って統治の実権は関東軍が握っており<sup>1)</sup>、軍の特務機関はハルビン、ハイラル、黒河、大連、牡丹江に拠点をもち、30年代の前半には白系（反革命）ロシア人居住者を利用して対ソ連情報活動・破壊活動を行うことをその主な任務としていた。他方1905年以来ハルビンに居住し始めていたユダヤ人は1933年4月の会合においてヒトラー政権成立後のドイツにおけるユダヤ人に対する迫害に対し抗議文（甲）と決議（乙）を公表している<sup>2)</sup>。甲（原文ロシア語）、乙（原文英語）ともヒトラー・ドイツによるユダヤ市民への迫害は「ドイツとその文化の宝庫に多くの貢献をとげてきた同胞が基本的人権さえ剥奪され、抑圧されている」ことについて「全世界のユダヤ人、全文明世界と共に熱い抗議」を送り、ユダヤの民は「パレスチナの故地に根本的な復活をとげるという理想に向って団結するであろう」と結んでいる。

ところが1933年8月から12月にかけて、白系ロシア人集団数百名によるハルビン在住ユダヤ人に対する脅迫、拉致事件が頻発し、そのさい若い音楽家シメオン・カスペ（Simeon Kaspe）が殺害されるという事件が起こった<sup>3)</sup>。これに対し上海で発行されている英文月刊誌『イスラエルズ・メッセンジャー』の編集・発行人エズラ（N. E. B. Ezra）は重光次官への手紙の中で「この20か月間、ハルビン・ユダヤ人社会全体を中傷し、ユダヤ人に罪をきせる宣伝・煽動がロシア語新聞『ナーシ・プーチ（我らの道）』グループによってくり返されており…警察当局により黙認されている」と抗議し、ハルビン・ユダヤ人代表と日本・満州当局との話し合いを求めている。その話し合いは1935年2月21日、在ハルビン総領事 森島とカウフマン博士、ベルコウヴィチの間で実現し、森島によると「日満各関係機関と連絡して白系露人側における反ユダヤ人運動の鎮静に努むると共にユダヤ人側の抱懐しおる曲解並びに誤解等を解くため…懇談をとげたるに、右代表者等も本官の説明に充分納得し…2月24日付『ハルビンスコエ・ヴレーミヤ（ハルビン・タイムズ）』他三紙にこの会談内容を公表した」<sup>4)</sup>とされている。

ところがここで言われているユダヤ人側の「曲解並びに誤解」とは、実は事実に外ならないことを証明しているのが関東軍参謀長 西尾将軍による通告「白系露人関係事項の処理に関する件」（1934.12.14）である。この通告によると「満州国の統治上並に軍事上の要求に基き在満白系露人の組織化並に清党を計るため」に白系団体代表者を集めて中心機関を構成中であるとし、白系ロシア人に関する件は「ことごとく軍もしくは…ハルビン機関を經由」せよと言い、本件は「極秘扱」と結んでいる。この方針に沿って当時の在ハルビの特務機関長 安藤将軍、対ソ情報主任 秋草少佐らは数百名の白系ロシア人を雇い、彼らの機関誌『ナーシ・プーチ』

を発行させ、在ハルビン・ユダヤ人に対する迫害を黙認していたのである。しかしシメヨン・カスペ殺害その他7件が『イスラエズ・メッセンジャー』などを通じてイギリスにまで伝えられ、日本側の説明を求められる事態となった。このことがきっかけとなって、白系ロシア人によるユダヤ人迫害は中止され、在ハルビの特務機関長が1937年8月、樋口少将に交替したことも加わり、関東軍参謀長 東條英機による「現下に於ける対ユダヤ民族施策要領」（1938.1.21）への方針転換となった。「要領」は「在極東ユダヤ民族の日満依存傾向を利導<sup>(ママ)</sup>して之を世界に散在する彼等同族に及ぼし…之を八紘一字の我大精神に抱擁統合するを理想」とし、次に「要綱」として(1)対ユダヤ人工作は裏面からの内面工作によって進めること。(2)満州国への外資導入を急ぐ余り、ユダヤ資本を「迎合的に投下させる」態度をとってはならない。自然な流入にまかせること。(3)満州国全体のユダヤ人工作は関東軍司令官の統制下におき、各実施機関は相互に連絡をとること。(4)ドイツなどの列国に対しては、我民族協和並に防共の大義に基くことを諒解させること。さいごに「実施要領」では(1)特務機関（大連、奉天、ハルビン、ハイラル）の長は「従来の工作进行を継続し」以下の点に注意することとして：(イ)ユダヤ教会への裏面的援助 (ロ)各地のユダヤ人社会の有力者を個人的につかむことから始める (ハ)ニューヨーク、ワルソーにおけるユダヤ人大会、天津、上海のユダヤ人への工作はハルビの特務機関長が担当する、としている。

この「要領」の中に「従来の工作进行を継続し」とあるように、関東軍司令部はすでに在満ユダヤ人への迫害工作から転換していたのであるが、それを示す軍文書は見当たらない。しかしじっさいの出来事として目立つのはハルビの特務機関や憲兵隊が在ハルビン・ユダヤ人有力者（A.I.カウフマン博士ら）を支援して開催した第一回極東ユダヤ人大会（1937.12.26～28）である<sup>9)</sup>。

軍司令部第三部による「第一回会議詳報」〔この会議を本稿では極東ユダヤ人大会と呼ぶ<sup>10)</sup>〕その他によると、この大会開催のきっかけはハルビン・ユダヤ協会長カウフマン博士が同地憲兵隊の河村少佐を訪問し、在極東ユダヤ人としては日満当局の政策に依存して生存の道を求めたいという申出をし、河村少佐の側から「内部的了解」よりはむしろ「公に行動する」よう勧告し、カウフマンおよび樋口少将が同意して成立したとされている。ただし、在ハルビン・イギリス総領事館側ではこの大会は「日本特務機関の裁断による」と見做していたと報告されている<sup>11)</sup>。

大会はカウフマン博士の司会のもと、ハルビの特務機関長 樋口少将、同憲兵隊長 河村少佐、陸軍特派員 安江大佐ら11名を来賓とし、ハルビン商業クラブその他で約600名の参加者（最終日は十数名）によって開催された。会議の第1日はカウフマンの開会の辞、樋口少将の祝辞、「宣言」と「決議」の採択、第2、第3日「議事」となっている。以下にそれぞれの要旨をあげよう。

**カウフマンの開会の辞：**全世界に離散している 1,550 万人のユダヤ人の悲惨は自らの国家をもたないことにある。他方満州国における幸運な環境のもとで各地のユダヤ人協会は現地での必要に応ずる活動とパレスチナにおけるユダヤ国家建設活動の二方面での課題を担っている。

**「宣言」の要旨：**ヨーロッパにおいてユダヤ人は自らの権利実現のため闘っており、ソ連ではユダヤ人の民族的・宗教的生活が破壊されている。その中で日・満両国ではユダヤ人独自の宗教・文化を發展させる自治的生存が認められている。聖書によって世界の文明と文化を豊にしてきたユダヤ人に人道的扱いをしている日満の發展のためにユダヤ人は平和的活動を通して協力する。またパレスチナにユダヤ国家の建設を認めた〔バルフォア〕宣言を日本が支持している点に留意する。本会議は日本の反共闘争が極東と世界の平和、民族間の融和をもたらすものと確信する。

**「決議」の要旨：**本会議は日満両国がユダヤ人の中心組織としての統一機関の結成に協力を与えることを期待し、日満両国の使命である極東における「民族協和の大国家的政策」に全力で協力する。

**樋口少将の祝辞の要旨：**日本においてはユダヤ人の混在の歴史はなかった故、それに伴う問題もなく、日本人はユダヤ人問題について「極めて公正な立場で対処できると信じる。」ユダヤ人は「研究心に富み、極めて勤勉であり、とくに経済的ないし社会的に…偉大な能力を持ち、また科学的分野において世界的貢献をなした。」ヨーロッパではユダヤ人に対しさまざまな非難を加えているが、仮にそれが事実としても「それらはユダヤ民族が数千年の久しきに亘って国家を失ない…無限の苦悶を続け」ていたことに由来する「後天的現象」に過ぎない。満州国は「五族協和」〔漢、満、蒙古、チベット、ウイグルの五族〕ひいては「万民協和」の精神を建国の理想としており、「勤勉善良なるユダヤ民族」と共に「王道楽土の平和境建設に協力」するよう切望している。現在の日華間の戦いは「支那指導者の容共排日思想」を打倒するためのもので、「支那四億の民衆を敵視するものではありません。」さいごに本大会の決議が言葉だけでなく、実行されることを期待する。

この祝辞がロシア語に通訳されると会衆の間に感嘆のどよめきが拡がり、なかには涙を流す者もいたと言う。カウフマンも直ちにこの祝辞への感謝を述べた。

第 2 日、第 3 日の大会議事には代表者 20 名以外の参加者はそれぞれ 102 名、15 名に減ったが、カウフマンら 5 名の役員を選出して進行した。カウフマン議長は在満のユダヤ人各協会は聖俗を統合する民族自治機関であり、エレッツ・イスラエル<sup>8)</sup>と常に連絡をとること、各協会は法人として課税により資金を集めること、極東ユダヤ人協会の常設組織をハルビンに置くことなどの組織方針を説明し、次に宗教生活、教育・文化事業、社会経済事業、福祉事業、移民問題、情報、統計などの方針を提案した。討論では土曜休日の件、青少年へのユダヤ語、ユダヤ史教育および外国語（英語、ロシア語、現地の言語）の比重について意見があったが、議長の

提案が承認された。

次にこの大会についての評価を検討しよう。

**その1:** 1933-1936の間に関東軍特務機関の工作により実行された白系ロシア人ファシスト・グループの在満ユダヤ人への脅迫、拉致・殺害事件およびその事後処理と比較すると、この大会は関東軍の方針の転換を意味し、在満ユダヤ人社会の生存とその宗教的・文化的自治が公認され点で画期的であった。反面、この大会は在満ユダヤ人の指導的立場にある人びとの満州国と日中戦争への協力方針を意味しており、そこに日本による中国侵略戦争の局面に依存しているという問題点があった。

**その2:** この大会に関する軍令部第三部名の報告を書いた犬塚大佐は、この大会を成功と認める一方、上海、香港の代表がこの大会に参加しなかった欠点を指摘し、さらに次のように主張している。「支那における英国権益の主体にして国民政府を経済的に把握し、一方国際連盟及英国財界従て其の極東政策に重大なる発言権を有する在支ユダヤ財閥は我戦果の永久確保及当面時局収拾策の主要対象となるべきものなり。」こうした見方は安江大佐も共有しており、ふたりはイギリスや合衆国のユダヤ実業界と極東のユダヤ人社会との連絡を通じて、これら大國の極東政策を左右できるのではないかと、言う幻想を抱いていたことを示している。極東ユダヤ人社会を軍の保護下におき、かれらを利用してユダヤ資本の満州、上海への投下を期待する両大佐の工作はこの後1941年12月まで続くであろう。

**その3:** 大会における樋口少将の祝辞は参会者一同から歓迎されたが、反面ドイツ外相リップントロップから日本外務省あてに抗議が寄せられ、その件で関東軍参謀長 東條とハルビン特務機関長 樋口との会談があったがドイツの抗議は不問にふされたという河村少佐の回想がある<sup>9)</sup>。この回想には信憑性が乏しい。一方、日本外務省が樋口少将の祝辞に神経質になり、それが「ドイツに与える影響面白からず」として各在外公館の報告を求めていたことは公文書によって示されている。ベルリンからの報告(1938.2.7)で東郷茂徳大使はこの件で新聞報道は見当らないと述べ、後の報告(1938.2.22)で『ユーディシェ・ルントシャウ』(1938.1.14)の記事に樋口將軍の祝辞は正当なものと評している旨伝えている。ワルシャワの酒匂秀一大使からの報告(1938.2.8)では、ユダヤ紙『ノーヴィ・グウォス(新しい声)』が樋口將軍の祝辞を引用し、日本軍人からこのような言葉が聞かれることに「疑念」を示し、これは「単なる追従か、さもなければ日本人の奸智のなせるもの」と評していることを伝えている。他の欧米諸国からは報告がない。要するに広田外相の同盟国ドイツへの忠誠ぶりは空振りに終わったのである。

**その4:** 軍部内の反ユダヤ派の動向を示す一例は東京回教徒団長ムハマド・クルバン・ガリの談話とそこに参集した將軍たちの動きに示されている<sup>10)</sup>。クルバン・ガリによると、「昨年のハルビンにおけるユダヤ人大会で述べられた樋口少将の新聞記事は彼個人のもの」であり、

「本日（1938. 1. 12）午前 11 時から太平ビル内三六倶楽部において菊地男爵，大井成元大将，四王天中将，二子石中将，南郷少将，小林大佐ら 10 余名が集り，意見交換をし陸軍省に対し意見を述べることとなる模様である」とある。陸軍内の反ユダヤ派のこうした働きかけが，1938 年 4 月の回教及ユダヤ問題委員会の成立をもたらしたと考えられる。

外務次官 堀内謙介から陸軍次官 梅津美治郎，海軍次官 山本五十六あて「回教及ユダヤ問題委員会に関する件」（1938. 3. 31）によれば，この委員会は陸・海軍と外務省からの代表者約 20 名により構成され，外務省調査部第三課が庶務を担当するとされている。では何を討議し，答申するのかが不明であるが，恐らくこの委員会発足のための討議資料として外務省担当官が作成した「ユダヤ及回教問題対策に関する考察」（1938. 3）<sup>10</sup>を見ると日本外交の戦略方針として回教徒を支援し，ユダヤ人を敵視する見方が鮮明に出ている。この「考察」によると回教徒とユダヤ人はともに「国際主義」の性格をもつが，回教徒の場合は宗教的信條に基づく「自然的結果」であるのに対し，ユダヤ人の場合は「世界征服のための偽装手段に過ぎず…ユダヤ人が国際主義，共産主義的思想を抱懐するのはユダヤの民族的使命達成のための一手段」に外ならない。ユダヤ人は「古来労働を嫌悪し…農民，軍人，労働者は少く，陰謀家，煽動家，革命家多し。」「特に銀行業の操作は彼等の最も得意とする所」で，「従ってユダヤ人は民族的に搾取者であり…回教徒は被搾取者なり。」さらにユダヤ人は思想的には「すべての国民文化主義・伝統主義・君主主義・軍国主義に反対し…極端に物質的打算的にして〔各国社会にとって〕デストラクチヴ」であり，「ユダヤ人は日独伊防共陣営を以て侵略的，平和攪乱国なりと見做す」のに対し，回教徒は「我が防共大陸政策はアジア民族解放の聖戦なり」と考えている云々。要するにこの筆者はユダヤ人と回教徒を全体として黒か白かの二分法によって裁断しているのであり，こういう見方が当時の日本の官と軍内部で支配的であった。

以上の事情から察して「回教及ユダヤ問題委員会」およびその幹事会における安江，犬塚両大佐らのユダヤ人“利用”論者の立場や方針はその支持者よりは反対者の方がはるかに多く，有力であったと推定される。

## 第 2 章 1938 年 3 月以降，オーストリア・ドイツからのユダヤ人 国外追放と日本の軍・外交当局の対応

ここで少し溯ってヒトラー政権の成立とユダヤ市民迫害に関する日本在外公館の本省への報告の特徴について検討しよう。この件についての第 1 報はワルシャワからの二報告（1933. 3. 20, 1933. 3. 27）<sup>11</sup>である。それによるとヒトラー政権成立以来，ポーランド市民である在ドイツ・ユダヤ人への圧迫が強まり，彼等の多くはポーランドに移住し始めており，野党〔国民民主党〕はこのことで政府を非難し，ポーランド各地でもユダヤ商店への掠奪行為が起こっていること，またワルシャワの全ポーランド・ユダヤ協会がドイツとポーランドにおける反ユダヤ

運動に抗議している、と伝えている。

在ベルリン大使 永井松三からの第1報はずっとおくれて1933年5月6日の発信である<sup>2)</sup>。それによると、ナチ党はユダヤ人を「寄生民族」と見做し、副宰相パーベンもユダヤ人をドイツ帝国内の「異分子」として排斥する見解を抱いている。そうなったのは前大戦におけるドイツの敗北とヴェルサイユ平和のさい「ユダヤ人の裏工作」がドイツを苦境に陥入れた、とドイツ人の多数が信じているためである。永井報告はドイツにおけるユダヤ市民への「嚴重なる圧迫」は、(イ)エッセンその他の都市におけるユダヤ百貨店掠奪・放火(3月9日)、(ロ)新公務員身分法、(ハ)弁護士業の制限、(ニ)高等教育の制限、(ホ)学問・芸術への干渉、(ヘ)印刷・出版業の制限、(ト)ユダヤ人営業ボイコット、(チ)新身分証明制度についてそれぞれ数ページの説明を付けている。最後に永井報告はナチ政権が成立すればおそかれ早かれユダヤ市民への圧迫が予想されたが、その動きが「意外に早かった」としている。

因みに在ベルリン日本大使は永井ののち武者小路公共、東郷茂徳、大島浩將軍、来栖三郎、大島將軍で敗戦を迎えるが、どの大使の報告もユダヤ人に対する迫害・追放さいごにはホロコーストに関しては何も批判がなく、いくつかの立法だけを伝えるだけである。ヒトラー政権の成立、反コミンテルン協定(1936.11.25)、日独伊軍事同盟(1940.9.27)とその後の時期を通じて日本政府と在外公館によって同盟国ドイツの内外政策とりわけユダヤ市民に対する迫害・追放・ホロコーストに関して批判的見解を表明した例は見当たらない。これに対してドイツ、オーストリア以外の欧米諸国とくにアメリカ合衆国におけるドイツによる反ユダヤ主義に対する抗議の動きはかなり詳細に報告されている。

その最も詳しい報告は在ニューヨーク総領事 堀内謙介から外相 内田康哉あて(1933.8.12)であるが、それには同総領事館員 仁宮による「ドイツにおけるユダヤ人迫害に対するニューヨーク地方の反対運動調書」(21ページ)および *The American Jewish Committee, The Jews in Nazi Germany The factual record of their persecution by the National Socialism*, N. Y. 1933 (pp.99) が同封されている<sup>3)</sup>。「調書」の要点は以下のとおり。

(1) 緒言：1933年3月、ナチ・ドイツの官民がユダヤ人迫害を実行すると、合衆国の新聞は連日ドイツにおける「残酷非人道的なる迫害」を報道している。ニューヨーク在住ユダヤ人はもちろん、キリスト教徒、学者、法律家、政治家らが人道主義、宗教・学問の自由、少数民族の保護とか同業者への同情など、各分野の反対運動について報道され、「上海事変以来の米国世論昂騰ぶり」を示している。

(2) ユダヤ人による反対運動：American Jewish Congress(会員40万人)が中心となり、在ベルリン大使館に対し、ドイツにおけるユダヤ人迫害の真相調査を指示した。 kongressは3月27日、各地でドイツに抗議する大衆集会を開き、それらは予想以上に大規模な集会となった。ニューヨーク市で25万人、うちマヂソン・スクウェア集会だけで55,000人、全国では約

100万人という「近来まれに見る民衆運動となった。」しかもこれらの集会でナチ・ドイツに抗議する演説をした者の多くは非ユダヤ人である。前ニューヨーク市長 A. スミス, AFL 会長 W. グリーン, 現市長 オブライエン, 上院議員 R. F. ワグナー, エピスコパル大司教 W. T. マニング, ニューヨーク州知事レーマンらであり, 電報を寄せた国会議員, 州知事も多かった。5月10日, コンgressその他のユダヤ人団体はもう一度抗議運動を主催し, ニューヨーク市で10万人, フィラデルフィアでは2万人, シカゴでは5万人のユダヤ教徒, キリスト教が参集した。また「ドイツの通商・産業, 海運に対するボイコット」運動が5月14日から American League for the Defense of Jewish Right によって開始されている。

(3) **ユダヤ人以外の反ナチ運動**：合衆国では加盟している Greater New York Interfaith Committee は著名なキリスト教徒の署名したユダヤ人迫害に抗議する声明書（3月21日）を公表した。合衆国の諸大学の学長142名による声明書（7月4日）やナチ・ドイツで罷免されたユダヤ人教授を招く活動は7月末まで550名の対象者中15名が実現した。弁護士団体は5月31日, 國務長官にドイツにおけるユダヤ人法曹排斥に反対する決議をドイツ政府に伝達するよう求めている。

(4) **新聞論調**：各紙とも, ナチ・ドイツによる「中世紀的蛮行」を非難しており, 3月29日の『ニューヨーク・タイムズ』社説は合衆国の抗議運動においてユダヤ市民に限らず, キリスト教会の首長たちが抗議の先頭に立っている旨, 昂奮の筆致で述べている。ドイツがこの数年間努力してきた独・米間の協調関係はナチスの蛮行により一夜で消失してしまった云々。

(5) **政府の態度**：在ベルリン・合衆国大使職は3月から6月10日まで空席であったが, これはドイツ政府への暗黙の抗議と見られる。但し日本の中国侵略〔満州事変〕のさいのような外交的措置はとっていない。

以上ドイツおよび合衆国の日本在外公館による報告を比較して見ると, ナチ・ドイツにおいてユダヤ人迫害に関する報告ははっきりと対照的であることがわかる。但し, 1933年から世界大戦の時期を通じて, 日本の在外公館も外務省もドイツの官民によるユダヤ人迫害・排斥について, 他国の政府や世論による批判や非難は報告することはあっても, 自分自身の批判的見解を述べた例はまったく見当たらない。“同盟国”ドイツの政策を批判することを慎重に避けていたのである。逆にドイツが排斥するユダヤ市民への非難の言葉は日本の在外公館から本省への報告にしばしば見受けられる。例えば在上海日本総領事館警察部「上海における独伊避難ユダヤ人状況に関する件」(9ページ, 1939.2)<sup>4)</sup>の一節は次のように述べている。ドイツ, オーストリア, チェコスロヴァキアから「追放され亡命するユダヤ人は50万人, うち10~15万人は極東に渡来するとの見方あり, 仮にその三分の一としても彼等が上海を拠点に日・満・支に侵入すること疑いなし」「彼等は腹黒き人種で, その言葉だけを信じてはならない。金銭を熱愛し, 投機を利殖の手段とする故」日・満・支の統制経済に悪影響を与え, ソ連邦のユダヤ人

と結合する可能性がある。またユダヤ資本と支那資本との合流やユダヤ商工業者と日本人のそれとの競争のおそれもある云々。

もう一つの例はヨーロッパで戦争が拡大している時期に在ハンブルク総領事 川村博から外相 松岡洋右への報告（1940.9.12）<sup>5)</sup>で、そこでは次のように言う：無国籍人となったユダヤ人が日本通過ヴィザを求める例が多い。「現に出願している W.I. カスパーの場合、ヴィザ発給に支障は認められないが、この種の例はドイツのチェッコおよびポーランド征服以来とみに増加し、その応待には相当手古ずりおる次第なり」…他方ドイツ当局側は避難民を受入れる国または通過国の迷惑を無視している。「当館ではドイツにとり迷惑な人間は日本にとりても亦迷惑至極なるに付…一々吟味の上通過ヴィザを賦与しおる次第で…本件カスパー〔トルン生まれ、妻も同じ〕には通過ヴィザを拒否する。」もちろん真に「相当手古ずり」おっていたのは、総領事館員ではなく、むしろヴィザを申請していた避難民である。

ここでドイツによるオーストリア併合（1938.3.13）の直後から始まったユダヤ市民迫害についての在ウィーン日本総領事代理からの最初の報告（1938.7.18）<sup>6)</sup>を検討しよう。報告はまずオーストリアにおけるユダヤ人人口を約30万人、キリスト教徒である混血ユダヤ人を35万人、合計65万人（全人口の約10%）と推計している。次に3月15日から6月はじめまでに施行された対ユダヤ人立法（国民投票参加禁止、弁護士資格剥奪、営業制限、財産申告義務、営業・財産処分への統制、ニュルンベルク法の適用、公務員、国立銀行、国有鉄道からの排除）と5月、ゲシュタポによるユダヤ人逮捕、ポグロム、また国外移住のさい財産の持出し禁止のため7月までの国外移住ユダヤ人は1万人足らずであろうとしている。

それでも本館はじめ各国の在オーストリア公館にヴィザを申請するユダヤ市民は「門前列をなす」有様で、本館では「〔日華〕事変下の日本では就職困難なる旨説示」しているが「哀願泣訴する者ある状況である。」

次に1938年9月末に在ウィーン総領事に着任したばかりの山路章の報告（1938.9.30）<sup>7)</sup>がある。それによると当地のユダヤ人から日本への一時入国ヴィザを求める例が急増しており、当館として「事変下の日本での滞在は極めて困難」と説明し、さらに日独間にはヴィザ相互廃止の取極めがあるのでヴィザは不要として拒否しているが「泣訴」するのでヴィザ不要の旨の文書を発行し、ユダヤ人たちはこれを一種の証明書として通過国からのヴィザを入手している。しかしこの数日間、毎日平均50人以上が来館するので文書の発行を中止している。このように現状を述べたうえで、山路は次の点について至急訓電を要請している。(1) ヴィザ不要の文書を今後発行してよいか。(2) 何等かの提示金が必要か。その額はどうか。(3) 無国籍ユダヤ人を一般の無国籍人と同じく扱ってよいか。(4) ユダヤ人の日本入国についてどう扱うご意向か。

山路のこの請訓電はユダヤ避難民の日本入国および通過ヴィザの扱いを具体的に決定するよう日本政府に求めた最初の例であった。これを受けて外務省は「回教及びユダヤ問題委員会」

の幹事会（1938.10.5）を招集し、次の結論に達した<sup>9)</sup>。(1) 1935年の内務、拓務、外務各省の協議「ドイツ避難民に関する件」の規則では在ウィーン総領事からの請訓電に対応できない。(2) 各国のドイツ避難民への入国取扱いぶりを見ると、合衆国国務長官コーデル・ハルの声明は避難民への便宜をはかる国際委員会を提唱しているが、ベルギー、オランダ、アルゼンチン、ブラジルは移民受入れの余地なしとし、カナダは移民収容には限度ありとし、イギリスはギニアに農業移民計画はあるとしながら「事実上拒否〔?〕」している。(3) ドイツ・オーストリアのユダヤ人は「ユダヤ人の入国に対する我国の取扱振りが他国に比し寛大〔?〕」と見ており、今後極東に渡来する者が多くなると予想される。しかも彼等は出国のさい20マルクしか持出すことができず、反ナチ思想の持主が多いであろうから、「本邦内地にユダヤ避難民が入り込むことは好ましくらず」犬塚大佐の見通しのように中南支のユダヤ財閥が我方と協力する場合は別として、「支那の一部にユダヤ人地区を設ける案は差当り実行困難なり。」(4) ドイツ旅券には本人がユダヤ人か否かの記載はないので、その入国取締りは容易でなく、また日本が公然反ユダヤ政策を採っているという印象を海外に与えてはならない。(5) 以上から在ウィーン総領事館の当面する問題については次のように処置するを可とする：(イ)日・独間のヴィザ廃止証明書の発行は、日本への入国可能の印象を与えるので取止める。また避難民の〔極東・日本への〕渡来は断念させるよう円曲に工作する。(ロ)無国籍ユダヤ避難民には渡航証明書を出さない。(6) ユダヤ人の入国に関する根本方針についてはさらに研究する。なお同文書の末尾には当日の出席者・内務、外務、陸、海の各省から計21名の氏名が載っており、犬塚大佐は出席したが安江大佐は欠席している。

上記の結論を総合すると次のようになる。ユダヤ避難民の日本及び極東への渡来をできるだけ阻止しようとするのか幹事会の多数意見であり、ユダヤ人“利用”方針をとる犬塚、安江両大佐の意見は少数派であった。両大佐の意見は(3)のうち中南支のユダヤ財閥が日本と協力する場合、という言及、また(6)ユダヤ人の入国に関する根本方針は今後の課題に残された点に反映している。これらの問題について両大佐は個別に積極的な現地での活動と中央における説得工作を展開することになる<sup>9)</sup>。両大佐に共通する見解は次の点にある。(イ)第一回極東ユダヤ人大会（1937.12）は在満ユダヤ人の対日協力関係を確立した。この関係を天津、上海のユダヤ社会とサッスーン卿に代表されるユダヤ財閥に及ぼすことは可能であり、「今がユダヤ工作の絶好の機会である。」(ロ)極東ユダヤ人工作はアメとムチの方法によるべきであり、ドイツにおけるようなユダヤ人排斥と同じ方法をとる必要はない。(ハ)現状では極東ユダヤ社会と合衆国のユダヤ人との間には距離があるが、日本は極東ユダヤ人を通して合衆国のユダヤ社会に働きかけることは可能である。このように両大佐のユダヤ人“利用”方針は合衆国ユダヤ社会への働きかけを含む大きな“夢”であって、それがふたりの言うユダヤ人問題に関する「根本方針」であった。

さて前記の「回教及びユダヤ問題委員会」幹事会（1938. 10. 5）の協議を経て近衛外相は在ウィーン総領事および在外公館あてに次の訓令「ユダヤ避難民の入国に関する件」（1938. 10. 7）<sup>10）</sup>を通知する：ドイツ、イタリアではユダヤ人を排斥しつつあり、他の諸国もかれらの入国を好まないで、これらユダヤ人のうち日本に避難しようとする者が増加中である。そこで外務、内務及び陸海軍の係官が協議した結果、「我盟邦の排斥により外国に避難せんとする者を我国に於て許容することは大局上面白からざるのみならず…事变下にある我国の実情は外国避難民を收容するの余地なきを以て此種避難民（外部に対しては単に「避難民」の名義とすること。実際はユダヤ避難民を意味す）の本邦内地並に各植民地への入国は好ましからず（但し通過はこの限りにあらず）との意見の一致を見た。」従ってこの趣旨を含んだうで、これら避難民に対しては現行外国人入国令第一条<sup>11）</sup>に列記した範囲の理由により「本邦渡来阻止方可然御措置相成度」とし、具体的には（イ）無国籍避難民に対しては渡航証明書を発給しない。日本を通過するだけの者に対しては行先国の入国手続きの完了と250円以上の提示金を持つ者に限り通過渡航証明書を発給してよい。（ロ）日本との間にヴィザ相互廃止の取極めある国の国籍を有する「此種避難民」に対しては今後本邦入国につき願出があってもヴィザを与えざることは勿論、何等の証明書も出さず、「本邦渡来を断念せしむる」よう説得する。（ハ）上記以外の国籍をもつ「此種避難民」に対しては今後すべてヴィザを与えない、と指示し、さいごに「尚本内訓はユダヤ人に対して特別の手段を講ずるものに非ず、現行外国人入国令の範囲内において措置するものにして外部に対して何等之を発表し居らざるに付左様御合相成度」と繰り返している。

要するに近衛訓令（米三機密合1447号）はナチ・ドイツによるユダヤ人迫害・追放政策を是認し、またユダヤ避難民の日本および日本の植民地への入国を禁止し、日本通過ヴィザ発給についても行先国に入国手続き、提示金の条件をつけているのであるが、もっとも疑わしい点は「ユダヤ避難民」を「此種避難民」と呼び、外国に対して日本政府のユダヤ人差別を秘匿していることである。このごまかし方針は1943年2月、上海虹口地区のゲットー化に到るまで維持されている。

近衛訓令を受取った山路総領事はいくつかの疑問点について2回問合わせの電報（1938. 10. 15, 17）<sup>12）</sup>を送っている。すでに渡航途上にある者および乗船券を入手している者をどう扱うべきか、上海ゆき渡航者は無制限でよいか、外国人入国令第一条だけでは日本入国を断念させるのは困難で、ユダヤ避難民の日本入国禁止を公表すべきではないか、の諸点である。このさいごの疑問点こそ近衛訓令のごまかし方針の弱点であった。山路はまたドイツ旅券をもつユダヤ人の旅券には赤色のJのスタンプが押されることになったと報じている。山路の質問に対する新外相 有田八郎の回答（1938. 11. 18）<sup>13）</sup>は厳しいもので、渡航中の者でも「断念」するよう在外公館に連絡をとるべきこと、中国、満州については協議中であり近く通告すること、ユダヤ避難民の日本入国禁止は外部に公表しないことを指示している。

中国、満州へのユダヤ避難民の渡来の取扱いを打診されたこの地域の在外公館からはいくつかの回答が寄せられている<sup>10)</sup>。これらの回答に共通する点はそれぞれの任地におけるユダヤ人は日本との商取引の必要から、営業地と日本とを往復するのが慣例となっており、一律に日本入国を禁止することに疑念を表明し「手心を加える」よう求めている。

これに加えて関東軍特務機関および上海の海軍武官室を拠点とするユダヤ人“利用”派の工作が陸軍省を動し、五相会議（首相、陸相、海相、外相、内相）の決定に基づいて外相有田八郎から在外公館あてに日、満、支全般に亘る「ユダヤ人対策要綱」（合、3544号、1938.12.7）<sup>15)</sup>の訓令発令に至った。この訓令は前文で次のように述べている。「独伊両国との親善関係を緊密に保持するは現下に於ける帝国外交の枢軸」であるから、「盟邦の排斥するユダヤ人を積極的に帝国に抱擁するは原則として避くべき」であるが、「帝国の多年主張し来たる人種平等の精神」、「戦争の遂行特に経済建設上外資を導入する必要」および「対米関係の悪化を避けるべき観点から」して「独国と同様極端に〔ユダヤ人を〕排斥するが如き態度」はとらない。

次に「方針」として、

1. 現在日・満・支に居住するユダヤ人に対しては他国人と同様公正に取扱い之を特別に排斥するが如き処置に出づることなし
2. 新に日・満・支に渡来するユダヤ人に対しては一般に外国人入国令の範囲内に於て公正に処理す
3. ユダヤ人を積極的に日満支に招致するが如きことは之を避く、但し資本家技術者の如き特に利用価値ある者は此の限りにあらず

さいごに後文で次のように述べている。本訓令は日本に関する限り、米三機密合、1447号〔1938.10.7付外相 近衛の訓令〕と同一趣旨であるので、その取扱いについては近衛訓令記載の要項により処置されたい。〔つまり「ユダヤ避難民」を「比種避難民」と呼んでユダヤ移民への差別扱いを対外的に秘匿する方針の継続を意味する。〕また「資本家技術者」で入国条件を満たす者については「予め事情を詳具し、請訓相成様」指示している。

要するにこの有田訓令は先の近衛訓令が専ら日本入国および通過のユダヤ避難民を対象としていたのに対し、これを満・支に拡大し、しかも前文で述べた理由から「資本家技術者」であるユダヤ人移民の日・満・支への受入れを認めている。この点は関東軍特務機関や上海の海軍軍令部のユダヤ人“利用”グループにとって好都合な方針であった。

以上、外相 近衛・有田による二つの訓令はユダヤ避難民の日本入国阻止、極東への渡来制限、日本通過条件の厳守を定めたものであるが、最大の問題点は「ユダヤ避難民」を「此種避難民」と呼んでユダヤ人差別を対外的にかくすという公明正大とは言えない小手先の策略である。

二つの訓令が通告された1938年10-12月という時期にはドイツ・オーストリアにおけるクリスタル・ナハト（1938.11.9）とそれに続くポグロムの激化および陸路、海路によるユダヤ

避難民の極東への第一陣の到来という緊急事態が起きた。

第一の事件は、ポーランド市民であるユダヤ人青年 H. グリンシュパン (Herschel Grynszpan) が 11 月 7 日、在パリ・ドイツ大使館員 ラート (Ernst vom Rath) を狙撃し、9 日死に至らせた事件である<sup>16)</sup>。この報道がドイツに伝わると官・党・大衆によるユダヤ人、その営業、百貨店、シナゴグに対する破壊・掠奪・放火・殺害は一挙に、前例のない規模と激しさで荒れ狂った。ヒルバーグによれば、ここで「絶滅過程はもう始まっていた」のである。

この事件に関して日本の在外公館はどのように報告したのであろうか。第一の報告は在ベルリン大使 大島から外相 有田あて (1938. 11. 10)<sup>17)</sup> である。それによると「ラートの死が報じられた 10 月 8 日夜 [11 月 9 日の誤記]」ベルリンでは反ユダヤの「暴行盛となり」市中目抜き通り商店街のユダヤ人店はすべて破壊され、シナゴグは放火され大きな被害を蒙った。大島の次の報告 (1938. 11. 16)<sup>17)</sup> ではラートの死後、ドイツで反ユダヤ立法が続出し、ドイツ在住ユダヤ人は「当館にヴィザを求めて参集し」ているが、自分としては外相訓令 [1938. 10. 7. 前出] の趣旨により「断念」するよう説得している。当地の日本郵船支店からの問合わせにもなるべく乗船券を発売しないよう答えていると述べ、おわりに今後の対策を次のように提案している。ドイツ国内ではユダヤ人は「無国籍者以下の扱い」を受けているのが実情であり、彼等の中には日本にとって「好ましくない分子も少なくない」ので「彼等の取締り方法を決定し、通知されたい。」もしユダヤ人の日本入国を制限しなければ、渡航者は激増するであろう。第三の報告 (1938. 12. 23)<sup>17)</sup> では、前報告以後、大使館では在ベルリン満洲国公使館、日本郵船支店と連絡し「殺到するユダヤ人の応接に当って」いるが「渡航希望者は日々増加する勢」であり、船会社によれば極東向け乗船券を購入または申込んだ者は「約 6,000 人、うちイタリア船 3,000 人、ドイツ船 2,000 人、日本郵船 500 人、その他 500 人の由」とある。ドイツ・ユダヤ人は「極東を唯一の避難所」と考えているので「これら事実上の無国籍人に比すべき避難民については支那、満洲において速に適当な制限を加うる要あり」とくり返している。大日本帝国軍人で在ベルリン大使 大島にとっては尊敬するフューラー・ヒトラーによるユダヤ市民排斥・迫害の是非などは問題でなく、彼の関心は専らユダヤ避難民を極東から遠ざけることであった。

イギリス、ソ連邦、満洲の日本公館からの報告では一方で任地国におけるナチ・ドイツの官民によるポグロムへの非難に言及はするものの、ユダヤ避難民の極東渡来については警戒する姿勢を示す点で共通している<sup>18)</sup>。

第二の事件はシベリア鉄道を経由して満洲里に到着したユダヤ避難民第一陣をなす数グループについての報告である。その第一は満洲里警察からの報告 (1938. 10. 31) を同封した満洲里領事代理 松田正綱から外相 有田への報告 (1938. 11. 1)<sup>19)</sup> である。この警察長は次のように報じている。(1) 10 月 27 日午前 10 時着のモスクワ鉄道国際列車でユダヤ人 6 名が満洲里駅に到着、入国許可を申請した。彼等は「ドイツの合法的ユダヤ人排斥 [!] に耐え兼ね」東洋に

活路を求めたのだが、所持金も行先地もなく「極度にドイツを怨嗟しあり」その入国を許せば「対独関係は勿論、外国人保護取締上支障少なからず」として満洲国への入国を認めず、「山海関經由上海に赴かしめたり。」(2) 日本ではユダヤ避難民の入国を禁じているが満洲国の現地官憲はどう措置すべきか指示されたい。(3) 6名の氏名（全員男性）、出発地（全員ウィーン）、年齢、職業を記載し、ドイツ政府がオーストリアのユダヤ人に対し「全面的に生活を剥奪し」旅券にJの烙印を押し、二週間以内の国外退去を要求していること、6名は「今後海外で働き、団結してヒトラー政権打倒に努力すべし」と述べていること、さいごにJマークを押しした旅券の写真を付している。

第二のグループの満洲里到着も同じ方法で松田から外相あてに報告（1938. 11. 26）<sup>20)</sup> されている。それによると、11月24日午後6時30分ユダヤ避難民30名が満洲里駅に到着、翌日午後1時、山海関經由で上海に送られたこと、駐独ソ連大使館は避難民の先行を「一率に日本と記入せる特別料金、ソ連通過ヴィザを下附し…彼等の日本移住を企図しあるものの如し」と述べて、あたかもソ連当局の避難民への好意的措置まで非難しているような文面である。報告に付された別表には30名の氏名、性別（女性は10名）、年齢、出発地（全員がウィーン）行先地（全員が上海）が記載されており、さいごに「避難民の言動」の項の(5)で次のように述べている：ソ連通過ヴィザの料金は普通30ないし20ルーブリであるのに、避難民には僅か2ルーブリでよく、ソ連邦通過中は税関検査その他で相当の便宜を与えていた。これらはユダヤ避難民へのソ連側の同情を示すものであるが、満洲里警察はそれを日本に対するソ連当局の悪意のあらわれと見ている。驚くべき偏見である。

第三のグループ19名の満洲里到着についても同じ方法で松田から外相あて報告（1938. 11. 28）<sup>21)</sup> がある。全員がウィーン発のユダヤ避難民（うち女性2名）で、行先国未定のうえ、ドイツ当局の規制により乗車券と所持品1010マルク（約150円）しか持出せないと述べている。

このようにウィーンからのソ連邦經由避難民が満洲里に到着し始めた時期に、在ハルビン総領事 鶴見憲は12月2日、ハルビン・ユダヤ人民会長カウフマン博士を招いて会談し、その結果を在満大使 植田謙吉將軍あてに報告（1938. 12. 5）<sup>22)</sup> している。カウフマンによるとユダヤ避難民の第1次グループ6名（うち女性1名）がハルビンに到着したのは1938年10月中旬で、彼等はみなハルビンに居住し、就職している。第2次グループ（日本側の言う第1次グループ）のうち6名はハルビン滞在を拒否され、10月30日天津に向った。第3次グループは11月26日、28名がハルビンに到着したがやはり定住を認められず、大連から上海に渡航した。第4次グループの19名も全員が大連から上海に向った。カウフマンはおわりにドイツから脱出しようとするユダヤ人を約40万人とし、在欧ユダヤ人委員会は彼等を欧米諸国に送り出そうと努めているが、極東への移住者は多くはなかろうとし、彼等をハルビンその他満洲で居住させない旨希望していると述べている。カウフマンの言う第1次グループ6名はハルビンに親族か

知人がおりそこで就職しているので、日本当局は避難民と見做さなかったのであろう。なお外務省の調べ<sup>23)</sup>によれば、1938年10月から12月16日までのユダヤ避難民は第1次から第6次グループまで合計122名、一部の者は奉天、大連に一時留めおかれていた。

ところで誰がこれら避難民を上海に送り出すよう措置したのであろうか。前出外相 有田の訓令（合3477号、1938.12.7）の準備のための文書「ユダヤ避難民の渡来に関する件」（1938.12.1）<sup>24)</sup>では、その第2項に「上海方面における此種避難民の入国許可に関する対策」があり、更に前文では上海への渡来は従来の無制限であった旨記されている。有田訓令（合3477号）の起案文においても「上海においては複雑機微なる関係上、其取扱は従前の通とす」とあったが、正文ではそれは削除されている。従って38年10月から満洲里に渡来して来た避難民を上海に送り出したのは外務省ではなく、現地の特務機関と在外公館の措置と考えられる。そのことを示唆する文書が在ハルビン総領事 鶴見から外相 有田への報告（1938.11.30）<sup>25)</sup>である。ここで鶴見は第1次から第3次グループの避難民の成行きを述べ「今後避難民は更に陸続来満すべく…之が処置方に関し安江大連特務機関長は新京に於て各方面と打合せを為したる上（関東軍側に於ては北支軍当局の避難民阻止の態度に対し不満を洩しおる趣なり）30日来哈〔ハルビン〕せるが、当館及特務機関、憲兵隊とも連絡の結果、今後はすべて大連経由にて上海に赴かしむることとせり」と記している。これは外相 有田から在新京大使 植田あて訓令（1139号、1938.11.30）<sup>26)</sup>において、ソ連がユダヤ避難民に対し無制限にソ連領通過ヴィザを発給していることに反省〔！〕を促し、彼等の渡航を阻止するため満洲国通過の条件を満たしていない者を拒否する、と指示しているのとは明らかに異なる措置であり、関東軍特務機関のユダヤ人“利用”方針の一例を示すものである。

他方、海路によるユダヤ避難民の上海来航は別の問題である。外交史料館「ユダヤ人問題」に収録されている公文書のなかでその第1報は在コロombo領事 久我から外相への報告（1938.12.12）<sup>27)</sup>である。そこには同日着任したイタリア領事の談話として、ドイツからのユダヤ避難民千数百人が船で上海に向っているとある。続いて在上海総領事代理 後藤銚尾から外相への報告（1938.12.14）<sup>27)</sup>では14日付『上海タイムズ』の記事として20日到着予定の船に約500人の避難民が乗っており、その大部分は上海で下船すると伝えている。第3の報告は在ベルリン大使から外相へのもの（1938.12.23、前出）<sup>27)</sup>で、そこではドイツ外務省広報部長が満洲・中国への移住には制限がないと言明したため、避難民が満洲国公使館、日本郵便支店に殺到していると述べている（乗船予定者数は前出）。ドイツ広報部長がでまかせを言っているわけではない（但し、満洲国を除く）ことは、上海の後藤から在ウィーン総領事および外相あて報告（1938.12.18）<sup>27)</sup>に、上海共同租界、フランス租界には避難民の渡来に関して一般の外国人と同じ扱いをしており、提示金の必要もない、とあることでも示されている。

こうした事態に当面して外相 有田は上海の後藤に2回訓令（1938.12.24、30）<sup>28)</sup>を送り、ユ

ダヤ避難民の上海来航者を陸路と海路に分けて報告すること、また上海工部局（Shanghai Municipal Council 以後 S.M.C. と略す）の避難民拒否の提案にはまともに応じてはならず、一方で日独親善関係を考慮し、同時に在米ユダヤ人の感情を刺戟しないよう配慮すべきであって、工部局（S.M.C.）には「できる限り協力する」程度に控え目にし、避難民排斥の責任は工部局に負わせるよう指示している。

### 第3章 上海におけるユダヤ避難民に対する日本政府・軍の 政策と上海ユダヤ社会

第1回極東ユダヤ人大会（ハルビン、1937.12）の演出に成功した安江仙弘大佐は関東軍大連特務機関長となり、海軍軍令部第三部の犬塚惟重大佐（のち上海海軍武官室付）らと共にユダヤ人住民への保護・利用政策を満洲から北支、中支に拡げ、それを基盤にして在米ユダヤ財界への工作を展開するという夢を抱いていた。安江大佐は1938年9月19日、外務省で外務、陸海軍の担当者の席でユダヤ問題について講演し、その要旨は近衛外相から極東の日本在外公館あて「御参考まで」として送付（1938.10.13）<sup>9)</sup>されている。その要旨のうち特徴的な点は次のとおり：ハルビンを始め、天津、上海のユダヤ人団体は日本軍による「対支戦局の全面的拡大に伴い…漸次日本依存の傾向を顕著にし居るにより、今日是对ユダヤ人工作上絶好の機会」であり、ユダヤ人にとって「極東こそは永久安住の地」であることを了解さすべきである。さらに合衆国のユダヤ人は極東のユダヤ人とは別の立場をとっているが、極東ユダヤ人から前者に働きかけるよう仕向け、「彼等を日本に引つける工作をすべきである。」

犬塚大佐の方は1938年10月12日の「回教及ユダヤ問題委員会」幹事会において次のように主張している<sup>10)</sup>：(イ)在上海ユダヤ人社会は「支那事変以来…対日接近の機会を求めつつあり」先に「70万ドルの対日船舶買付クレジットを設定せる」事例は「彼等の対日打診策」と見られる。「今や対ユダヤ工作の好機会なり。」(ロ)「ユダヤ人を利用するには親善に墮することなく…ユダヤ人の咽喉を扼し徹底的に圧服するを要す。」その上で「他面其馴致工作を実施」すべきである。(ハ)この工作にさいして一面では民間事業家を起用すべきであり、他面では日本として「統一せる根本的対策を確立」すべきである。(ニ)上海ではサッスーン財閥のように現地資本、財産を持つ者が従来イギリス依存から日本に傾きつつあり、「我方としては支那開発のため膨大な資金を要する」ので、ユダヤ人利用の方策を詳しく研究すべきである云々。

犬塚大佐はこの後上海に出張し第二回極東ユダヤ人大会の決定を具体化するため、上海の避難民委員会代表 E. ハイム（Ellis Hayim）と会談している<sup>11)</sup>。

その第二回極東ユダヤ人大会（ハルビン、1938.12.26～28）に先立って極東各地（ハイラル、青島、北京、上海）のユダヤ人の動向について日本在外公館からの報告があるが、中でも注目されるのは在上海総領事代理 後藤から外相 有田あて（1938.12.24）および在ニューヨーク総

領事 若杉からの報告（1938.12.15）である<sup>6</sup>。若杉によれば、「過般来我軍部関係の連絡」があり、ニューヨークにおける「ユダヤ人の対日態度緩和工作の為、特に満洲より米中なりし某ユダヤ人有力者〔ハルビンの北満製糖会社取締役レフ・ジックマン（Lew Zickman）を指す〕から聞き込んだ情報として、12月26日ハルビンで開かれるユダヤ人大会において、日満両国においては「何等ユダヤ人排斥又は迫害等の事実なく一般に公正なる待遇を与へられ居る旨の決議又は声明等を発表せしめ、之をAPおよびUPをして当国〔合衆国のこと〕へ報道せしめ」ることにより、「当国ユダヤ人一般の対日感情を是正する」のに寄与するであろう、と述べた旨伝えている。

上海からの報告では1938年夏以降12月上旬までにユダヤ避難民約500名が〔海路〕上海に來航し、更に12月21日入港のイタリア船で560名の避難民が到着したこと、およびユダヤ人の有力実業家エリ・カドーリー卿（Sir Ely Kadoorie）を長とする上海ユダヤ人避難民救済委員会が避難民の救援に当たっている、と述べている。

在ハルビン総領事 鶴見からの報告（1938.12.24）<sup>9</sup>は第二回極東ユダヤ人大会の予定プログラムを伝え、その中(3)当地特務機関としては大会の経緯を詳しくユダヤ通信機関から海外に報道させるが、日満両国内では報道を控え目にする、(4)ハルビンの総領事館、特務機関からは大会に出席せず、憲兵隊長と大連特務機関長の2名だけを私的に出席させるとし、カウフマン博士の式辞要旨（別紙 甲）、決議案文（別紙 乙）を同封している。

別紙 甲では、(イ)昨年第一回大会以後の報告、(ロ)パレスチナにおけるユダヤ人国家の建設について、(ハ)満洲国の王道樂土政策（“The Kingly Way—Wang Tao”）とユダヤ人への日満両国の誠意ある処遇、(ニ)日満両国内におけるユダヤ人の市民権、宗教・民族文化と経済面の発展、などが予定されている。

別紙 乙は、ハルビン、奉天、大連、青島、天津、上海、ハイラル、チチハルのユダヤ人民代表からなる本大会の名において、日満両国による東亞新秩序建設にあらゆる協力を誓う、という文面である。

以上の大会プログラムを見ると、ユダヤ人側の宗教・民族文化の自主性9項目を除けば、大会は第1回にもまして関東軍特務機関の筋書き通りに予定されていたことが判明する。新鮮な点は、ユダヤ教の研究者小辻節三博士<sup>6</sup>が出席してヘブライ語の挨拶で参会者を驚ろかせたこと、また大会に関する記事がワシントンの『イブニング・ポスト』とニューヨークの『ヘラルド・トリビューン』に載り、大会は、「満州を世界のユダヤ民族の避難地として開放したことに謝意を表明した」と伝えたことである<sup>7</sup>。

この大会の前後にユダヤ避難民は海路と陸路で極東、とくに上海に向っており、それは安江、犬塚両大佐のようなユダヤ人“利用”派にとっては有利な状況と思われた。彼等の工作は1939年4月になって表面化するが、その前に日本外交当局を悩ませたのは上海工部局および

在上海各国領事団のユダヤ人対策の件である。

ユダヤ避難民の上海への渡来に対する上海工部局（S.M.C.）側の対応に関する在上海総領事代理 後藤からの第一報（1938. 12. 26）<sup>9)</sup> は次のように言う：この件に関し S.M.C. 議長フランクリン（Cornell S. Franklin, Chairman of the Shanghai Municipal Council）から 12 月 23 日付申入れがあり、上海共同租界へのこれ以上の避難民の受入れは不可能なので、領事団（Consular Body）としてこの見解を支持し、その情報を拡めるよう期待するとのことであった。自分としてはこれは日本の方針に合致するので同意を表明した。これに対する外相有田の回訓（1938. 12. 30, 前出）<sup>9)</sup> は S.M.C. 提案にまともに応じないよう警告し、避難民阻止の責任を工部局に負わせるよう指示している。

次に避難民問題を扱った S.M.C. および領事団のやりとりを示す文書（英文）は 1939 年 1 月のものである。新任の総領事 三浦義秋から外相 有田あて報告（1939. 1. 19）<sup>9)</sup> には 20 日に予定された領事団会議の議題となるはずの S.M.C. 議長 C. S. フランクリンから前任イタリア総領事ネイローネ（L. Neyrone）への回状（1939. 1. 16）他 3 通の写しが同封されている。フランクリンはすでに 1938 年 12 月 23 日付で同じ趣旨の手紙を前任領事あてに送っており、ヨーロッパからの避難民の上海流入の件に注意を喚起したこと、また避難民救援委員会のスピールマン（M. Speelman）から S.M.C. 事務長フィリップス（G. G. Phillips, Secretary of the Shanghai Municipal Council）あての手紙（1939. 1. 13）のこと、上海における事態はその後悪化しており、伝聞によると「イタリアとドイツの客船は 3 月末までユダヤ避難民で満員」とのことであると、「上海領事団がこれ以上の避難民流入を阻止するためあらゆる措置をとる」よう要請している。スピールマンからフィリップスあての手紙は次のように言う。救援委員会はドイツから上海への避難民に対して「ロンドンから何の財政的支援もないであろう」とのしらせを受けた。「この件はニューヨークおよびパリとの連絡の上と思われる」「私としてはロンドン、ニューヨークからの財政的支援がないと判明すれば、上海への避難民の流入は阻止できるものとロンドンは考えているように思われる。」上海における避難民収容所はワード街（Ward Road, 華徳路）に建設中で、1,200 名を収容し、最低限の食事を提供できるであろう。「ロンドンから派遣されたベーカー博士（Dr. E. Baker）、スモール氏（Mr. A. E. Small）が協力しているが、我々〔救援委〕としては収容所建設の外に避難民を世話する資金がない。」

1 月 20 日の領事団会議について外相 有田は三浦あて指示（1939. 1. 20）<sup>10)</sup> において日本としては積極的に領事団を支持することは控え、工部局（S.M.C.）案をしかるべく支持するよう述べているが、これは外務省の見込みちがいであったと思われる。何故なら三浦は外相あて報告（1939. 1. 23）<sup>10)</sup> で意外な事の成行きを伝えているからである。それによると、1 月 19 日在上海ドイツ総領事代理ブラックロー（Dr. E. Blacklo）と話し合ったところ、彼としてはドイツ市民で正当な旅券を持つユダヤ人に対し「差別待遇することはできない〔!〕」と考えており、

イタリア総領事も同意見であることがわかったとのことである。ドイツ本国で恣意的にユダヤ市民を迫害・追放しておきながら、上海では「差別待遇」に反発するとは驚くに足る厚顔無恥であるが、本国からの追放を是認するなら、外地での受入れを認めるのは合目的的と言えようか。そのような意見が出たためか1月20日の領事団会議は27日に延期され、翌28日、三浦から外相あてに次のように報告<sup>10)</sup>がある：席上イギリス総領事から避難民の大量流入は上海にとって重大問題であると発言があったのに対し、ドイツ、イタリア総領事からは上海への渡来を阻止することは困難であるとの反論があった。合衆国総領事からは上海の避難民施設は飽和状態であり、今後渡来する者の生活は保障できない。この旨を各本国政府に伝達し、世界中に宣伝すべきである、との発言があり、これに決定したが、「本官は発言を控えた。」

イギリス、合衆国の上海総領事が避難民の上海渡来を阻止する方針を示したことは、ドイツによるユダヤ市民国外追放措置に対する抗議の意向をこめたものであろう<sup>11)</sup>。

他方、上海の英文週刊誌『週刊中国評論 (The China Weekly Review)』(1939.2.4)<sup>12)</sup>は別の見方を示している。「ユダヤ避難民は当地で歓迎され、援助されるべきである」という見出しでこの記事は次のように述べる。(イ)上海で唯一のアメリカタ刊紙『上海イヴニング・ポスト&マーキュリー』は今週月曜〔1月30日〕の記事でファシストの恐るべき迫害を逃れようとするユダヤ人移民を上海から閉め出そうと書いている。同紙はまたイタリア船コンテ・ビアンカマノー号で近く1,000人の避難民が来航すると伝えている。同紙としてはナチ・ドイツの憎悪のギセイ者たちが世界のどこにも脱出できないこと位恐ろしいことはないと思ってもみないのだ。(ロ)上海でユダヤ人移住者の救援と世話をしているのは上海市当局ではなく、大部分が世界中のユダヤ人団体と個人である。それなのに何故ユダヤ移民の流入の危険をヒステリックに騒ぎ立てるのか？ (ハ)日本軍による残虐行為のため上海に流入せざるをえなくされた数百万人も不幸な中国人に対しては共同租界当局は簡易宿舍すら準備していない。(ニ)中国近代史上、大平天国の乱、拳匪の乱、1911年の革命、1917年のロシア革命のたびに中国人や白人避難民が上海に流入し、上海の繁栄に貢献した。とくにフランス租界のジョッフル大通りは一流の商店街となった。(ホ)現在オーストリア、ドイツから上海に向っているユダヤ移民は教育ある中流階級の人びとであって、彼等が正当かつ賢明に受入れられるなら日本の侵略によって退廃させられている上海の状況を是正する上で大きな価値をもたらすであろう。——日本人には耳の痛い指摘である。

次に上海に渡来したユダヤ移民の数の推計および彼等の生活について。これらの問題については在上海日本総領事館警察部、上海工部局警察、上海の新聞報道などが報じているが、互いにまちまちでどれが真相に近いか判断できない。ここでは工部局警察による報告「中部ヨーロッパ・ユダヤ人の上海来航」(1939.3.15)<sup>13)</sup>に従ってその要点を示そう。1938年後半から、ヨーロッパからの客船が上海に入港するたびに避難民が上陸し、「その数は合計4,000人を超えて

いる……しかも利用できるドイツ、イタリアの客船は1939年6月末まで予約済みであり、それまでに上海への避難民の数は約8,000人に及ぶであろう。」（因みに日本郵便船客課から外務省アメリカ局への報告も数次に互っているが、1939年5月19日の報告<sup>10</sup>によると、1938年9月から1939年4月まで日本郵船によるユダヤ人輸送は上海へ678名、オーストラリアへ70名、日本へ17名、計765名である。）

上海のユダヤ人救援組織としてはRelief Society for German and Austrian Jews, South Tiendong Road 1, 責任者はマルクス博士とInternational Committee, Kiukiang Road 190, 責任者コモル氏（Mr. Komor）の二つがある。両者とも能率的に活動しているが、人手と経験不足しかも避難民が連日200人ほど事務所を訪れるのに対応しきれない。

避難民の多数は救援組織による食事と合宿所が必要である。教育ある自由業に従事していた者も多いが上海では適当な職は見当らない。かつてヨーロッパ犯罪研究の権威者と認められていたウィーン警察長官ラックス博士（Dr. Gabriel Lax）も合宿所で生活している。

もし上海が避難民に開放されたままとすると、中欧からのユダヤ人の来航は12,000人を超え、そうなれば新・旧移民の間での対立や在上海ロシア人（2万人以上）との衝突も心配される。〔注記：1938年以前からの上海在住ユダヤ人は約5,000人である。〕

宿泊施設と就業の現状は、(1)エムパークメント・ハウス（河浜大樓）に183人、(2)ワード（華徳）路138のキャンプに513人、(3)ウェイサイド（匯山）路150のキャンプに261人、合計957人、彼等はベッドと食事を受けるが生活費は支給されない、(4)救援組織から支援を受けている者は1,211人、独身の男女は月30ドル、夫婦は55ドル、夫婦と子供の場合子供1人につき10～15ドル増し、(5)就業資金として救援組織からのローンがあり、それによって営業している男女は271人、(6)略、(7)妻子を含む691人は何も救援を受けていない、彼等は出国のさいパリの合衆国ユダヤ協会から50～175ドルの小切手を受取っただけである。もっと恵まれた立場のユダヤ人は毎月の生活費として約60ドルを支出している。

以上にあげた避難民は合計3,394人でどちらかの救援委員会に登録されており、約650人は未登録で、おそらく自力で生活している。（以上）

次に1939年11月1日における「ドイツ移民委員会」（議長はM. スピールマン）の実施した避難民の就業統計<sup>10</sup>を見よう。すると当然ながら同年4月の調査（前出）に比べ人数も合宿所も増加している。その前文によると、中欧から上海に来航したユダヤ人は合計17,000人に達し、その就職問題は避難民だけでなく、日本軍の警備にとっても重大問題である。委員会の調査によると、蘇州河（Suzhou Creek）以北の共同租界（海軍警備地区）に909戸、同河以南（陸軍警備地区）に229戸、フランス租界に78戸、合計1,216戸で、日本軍警備地区に75%が集中している。家族や従業員を加えると避難民の三分の二は就業している。就業統計の一覧表は6ページに及んでいるので、その要約だけを示すと表1のようになる。

表 1 就業統計の一覧表

単位：戸

	医 業	薬局他	事務所	商 店	製造業	その他	計
蘇 州 河 以 北	67	21	61	434	287	39	909
同 以 南	91	5	14	74	43	3	230
フ ラ ン ス 租 界	9	2	4	38	21	4	78
計	167	28	79	546	351	46	1,217

この就業統計の後、上海在住ユダヤ人の実態を示す資料として重要なものは、『ゲルベ・ポスト (Gelbe Post)』<sup>16)</sup> が上海ユダヤ避難民中央合宿所の一周年にさいして作成した記事 (1940.3) および『救援委員会医療部報告』(1940.4, 英文小冊子)<sup>17)</sup> のふたつである。

『ゲルベ・ポスト』によると、ヨーロッパからのユダヤ避難民が上海に大量来航したのは1938年末からで、これに備えて避難民委員会のスピールマンは大規模な合宿施設の建設に着手した。それらは次のとおり。(1)のちに他の合宿所のモデルとなる中央合宿所として Ward Road (華徳路) 138号にあった旧公立学校のこわれた建物を借入れ、1939年1月開設、初め1,000人を収容、のち炊事場、浴室を改善し、炊事主任ヨーゼフと炊事係102人により栄養を主とする食事を工夫した。(2)Wayside Rd. (匯山路) の合宿所、1939年3月から300人収容、(3)Chaoufoong Rd. (兆豊路) 合宿所、39年5月から300人収容。この後E. ハイムがスピールマンの仕事を引継ぐ、(4)Chinchao Rd. (荊州路) 合宿所1,200人収容、(5)Alcock Rd. (愛而考克路) 合宿所700人収容、(6)サッスーン卿が提供した Pingliang Rd. (平涼路) の工場内に1,500人収容の合宿所、(7)Museum Rd. (博物院路) シナゴーク合宿所、(8)Whashing Rd. (華盛路) 合宿所 (青年用) が設けられた。これら合宿所の実務担当者は435人に及んでいる。

次に『ゲルベ・ポスト』の記事は合宿所における1939年の月別給食量を表2のように示している。

さらに記事は治療活動、宗教、教育活動のための各合宿所の施設と人材に言及している。これらは1939年4月の報告 (前出) に比べて大幅な充実ぶりである。

これに次いで『医療部報告』は1939年4月から40年4月までの報告である。F. ライス博

表 2 1939年の月別給食量

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
朝 食	8,152	34,108	49,547	78,233	79,234	119,792	153,481	158,281	172,044	154,451	154,926
昼・夕食	21,449	88,902	111,164	202,925	256,735	361,102	292,164	413,059	436,083	429,447	428,696

注：数字は給食の回数、朝食は平均一日当たり約5,000食、昼・夕食は同じく約7,000食、食品はパン、人造バター、砂糖、ジャガイモ、米、肉、ココア、漬物、ミルク、卵、野菜。

士（Dr. F. Reiß）の序文によると、1年前に17,000人の中欧からの避難民に向けた医療体制の組織には多大な障害があった。もし上海市当局（Shanghai Municipal Council）とりわけ公衆衛生局のヨルダン博士（Dr. J. H. Jordan）からの支援がなければ実現困難であった。それに加えて各合宿所の救護班の人々の献身と、一般からの支援や慈善にも同じく感謝したい。

次に1940年4月現在の医療中央部（Medical Board）のメンバーはライス博士ほか4名、病院と各合宿所の救護班のスタッフには、病院に医師4名、看護婦13名、隔離病棟に医師5名、看護婦15名、合宿所の外来部の場合、Ward Rd.合宿所に医師4名、看護婦6名、Chaoufoong Rd.合宿所に医師4名、看護婦5名、Kinchao Rd.合宿所に医師、看護婦各4名、Pingliang Rd.合宿所に医師、看護婦各4名、Alcock Rd.合宿所に医師補ら3名、看護婦3名、Kinchao Rd.の付属病棟に医師、看護婦各1名、Ward Rd.の産院に医師、看護婦各1名、Ward Rd.のX線部に医師、看護婦各1名、同じく歯科部に医師、技士各1名、合計医師、医師補、技士37名、看護婦53名である。

1938年秋から上海に来航した移民=医師の外にそれ以前から上海に居住していた医師も加わって、科別では内科5名、外科4名、皮膚科3名、耳鼻科3名、神経精神科2名、婦人科3名、眼科2名、歯科5名が加わった。

病院・合宿所における医療はすべて無料であって、医師、看護婦の生活は救援委員会が負担した。さいごに報告書は隔離病棟と中央病院および外来患者の月別診療・治療人数を病種別にあげている。表3に前二者の診療日（hospital days）統計だけを示す。

表3 診療日統計

	1939 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1940 1月	2月	3月	計
中央病院	597	931	1,132	1,548	1,746	1,668	1,755	1,719	1,518	1,735	1,754	1,657	1,716	19,476
隔離病棟						35	1,182	1,740	1,546	1,727	2,008	2,105	2,006	12,349

以上、合宿所および医療体制の組織と実務を担当した人びとは苦境のなかで避難民と外来の一般患者のために尽力したことは賞讃に値する。

#### 第4章 1939年夏における“ユダヤ人利用”派の計画

第二回極東ユダヤ人大会ののちその成果を拡充しようと努めた犬塚大佐らは、早くも1939年1月、「ユダヤ人特別地区設立及び対合衆国工作に関する件」<sup>1)</sup>について避難民救援委員会のハイムらとの会談を試みている。ところがその試みはなかなか実現に至らない。何が障害であったのか事情は不明であるが、一つには上海の有力者サッスン卿（Sir Victor Sossoon）が、中南米視察旅行の帰路ニューヨークの記者会見<sup>2)</sup>で次のように述べたことである。(1)日本の中

国に対する軍事行動と中国側の焦土作戦の結果、中国では来年大飢饉となろう。(2)日華事変の後、日本の対華経済開発は合衆国、イギリス、フランスの財政支援なしには不可能である。(3)イギリス、合衆国の対中国投資は安全であろう。(4)日本の主な軍需物資の70パーセントを供給しているイギリス、合衆国、フランスが対日禁輸を実施すれば、日本は中国から撤退せざるを得ない。(5)日華事変の経費が過大であるので、中国よりも日本の赤化の可能性がある。

サッスン卿は上海工部局の重要な後楯であり、上海の避難民救援のために私財を提供している。その人物がこのようなまともな見解を公表したとなると犬塚大佐にとっては一大事である。ようやく1939年3月になって極秘文書「上海におけるユダヤ関係調査方針案」<sup>3)</sup>では次のように述べている。(1)本案は上海ユダヤ人勢力を親英から日本依存に転回させるための調査・研究、(2)欧州からの避難ユダヤ人の居住区設定、(3)ユダヤ資本誘致の具体策、(4)在華ユダヤ人を利用して合衆国世論と合衆国の極東政策を親日的もしくは中立的にする具体策の調査、研究である。これらの方針はすでに第一回極東ユダヤ人大会の時から犬塚、安江両大佐が抱いていた夢であった。

同じ3月20日に開かれた「回教及ユダヤ問題委員会」では外相 有田から在上海三浦への通告(1939.4.17)<sup>4)</sup>で言及されているように、上記「調査方針案」が承認され、次のような指示となる：外務、陸海軍で連絡の上、ユダヤ問題専門家を上海に派遣し、1か月の予定で「調査方針案」の4項目に関し共同調査を行なわせることとし、陸軍は安江大佐を4月下旬から1か月、海軍は犬塚大佐を支那方面艦隊司令部付として3か月、上海に出張させることになった。このさい上海総領事館としてもユダヤ問題主任官を定め調査に当らせて頂きたい(この主任官には石黒領事が指名された)。

犬塚、安江両大佐と石黒領事による調査委員会(以下三者委と略す)はまず「上海ユダヤ避難民当面に関する臨時処置案」(1939.5.26)<sup>5)</sup>をまとめたが、それには上海への避難民流入を阻止する「臨時処置案」と、日本軍占領地域に「ユダヤ人地区」を設立し、合衆国の世論とユダヤ実業界に働きかける「永久対策」とが混在している。前者に関しては、(1)救援委員会の庇護を受けている「無為徒食」の者約3,000人(さらに増えつつある)のうち一部は日本軍警備地区に流入しつつあるので、彼等を「臨時収容所」に入れ、登録し、居住証明書を持たせる。以上の措置を救援委員会により実施させる。(2)ドイツに対しユダヤ避難民を極東に送り出さないよう交渉する〔!〕。そのさい(イ)上海の第三国を通じてこれに当たらせるか、あるいは(ロ)日独間で「極秘裡に懇談的に実施する」、(3)欧州からの避難民を日本の勢力圏に受入れる場合、無制限に放置はできないので、満州、支那への受入れ可能人数を限定し、それを独伊両国および避難民委員会に通告する。

これに対し(4)「永久対策」としては「ユダヤ地区」の設置をあげ、それを「全世界ユダヤ人の協力」によって建設するとし、また「ユダヤ地区」は「表面上ユダヤ人自治制度」とし、日

本官憲は「隠に之を監督指導」するものとしている。

同文書に添付されている三者委とサッスーン卿およびハイム（サッスーンの顧問で救援委員会理事長）との会談（5月15日）の要旨は、(1)救援委員会としても乏しい基金で日々の業務に追われており、今後の見通しが立たない。先に上海領事団を通じてドイツによるユダヤ人放出をやめるよう要請したが、効果がなかった。日本からドイツに交渉すれば有効であろう。(2)救援の現状—避難民のうち9,000人は援助が必要であったが、その後就職した者も多く、残りの3,000人は救援委員会が食、住を世話している。上海の各国官民からの援助（家屋、水道、電気の無料使用、砂糖などの食料品の提供）により辛うじて食事を提供している。(3)上海への避難民流入制限措置をとった場合、上海のユダヤ人に与える印象—この事について救援委員会が非難されることはない。(4)今後流入するユダヤ人の数と彼等が上海から他へ転出する可能性—現在2,3隻の船が避難民を満載して上海に向っている。上海来航の後彼等がオーストラリア、アメリカに再来航する者の数はヴィザの関係から少数であろう。(5)満独交渉によりユダヤ人財産をドイツから持ち出させる案—満州国がドイツと交渉し、ドイツ政府がユダヤ人から没収した基金の一部を商品の形で満州に輸出させ、満州国政府がその代金を避難民に提供することは可能であろう。(6)日本側が収容所を斡旋することの希望—倉庫、学校など雨を凌ぐ屋根さえあればよいのでその斡旋を期待する。但し修理費の余裕はない。(7)その他(i)日本側が希望するなら収容所を視察されたい。(ii)略、(iii)日本がユダヤ人に「同情を示す唯一の国であることは自分〔サッスーン〕も承知し大いに感謝し」ている。

以上その要旨を紹介した「臨時処置案」の主要な関心はユダヤ避難民のこれ以上の上海への渡航をなんとか制限し、すでに上海に居住するユダヤ人への登録と居住証明書を救援委員会の責任において実施させ、上海と北支における治安維持を実現することである。

(4)の「永久対策」—こちらこそ犬塚大佐の主眼であるが—の方は渡航阻止案の陰にかくれて辛うじてつけ加えられているにすぎない。避難民の上海来航阻止策として、とくに空想的で、卑屈でもあるのは上記の(2)-(ii)である。

次に三者委による調査の頂点と言えるものが「上海におけるユダヤ関係調査合同報告」（以下「合同報告」と略す、1939.7.7, 48ページ）<sup>9)</sup>である。この「合同報告」は緒言、第1~4章、結論に及ぶものものしい構成からなり、安江、犬塚両大佐による「根本問題」解決の指針を述べたものである。緒言では三者委による調査と「合同報告」に到る経過が述べられている。まず1939年5月9日、三者は上海に集合し、上海ユダヤ人社会の主要人物への「接近工作」に成功し、「ユダヤ避難民処置案」を作成したこと、6月3日（上海に長期碇泊中の）出雲艦上において陸、海、外務、興亜院の関係官とこの案を審議したこと、さらに安江大佐は南京で、海軍側は上海武官室でこの案について意見をまとめ、6月17日には上海総領事館で関係官が海軍の意見につき討議し、陸軍は7月1日方面軍司令部案が提出されたこと、これらを総合

して「処置案」の現地案をまとめ、犬塚大佐は7月6日現地案を持って上京し、そこで海軍側修正案を受け取ったとされている。つまり「処置案」ですら成案に至るのは難行したことがわかる。

次は緒言の第2節で「ユダヤ問題の国際的動向」を述べた部分である。ここでは国民党政府による「ユダヤ避難民利用策」およびイギリス政府の「パレスチナ白書」(1939.5.17)がイギリス、パレスチナのユダヤ人の非難を浴びたことを述べて、それが「我極東ユダヤ人対策の為の絶好の機会」を供していると断言している。

第1章 欧州避難ユダヤ人の居住区設定に関する…調査 この章では上海のユダヤ人は「日英間に挟まれて大いに動揺」しており、サッスーンも日本側の招待に応じて会食するなど従来に比べて変化を示していること、また避難民中の「特殊技術者は之を採用し広く支那の復興建設」に利用すべきとして先の「臨時処置案」で提案している諸方策をくり返している。次にユダヤ人に関する「永久対策」についても「臨時処置案」の「ユダヤ地区」設立への「全世界のユダヤ人の協力」方針をくり返し、「ユダヤ地区」には表面上自治制度を認めるとしているのも同様である。新しい論点としてはこの項の説明のなかで、「目下ユダヤ避難民を見るに、例えばドイツ飛行機製作所に活動せる優秀技術者、或は世界的学者は英米諸国に選定奪取され〔!〕」極東には質の悪いユダヤ人しか来航しない。今後は「ユダヤ地区」に良質なユダヤ人を「選定獲得す」べしと言う。まるで夢物語りである。

第2章 上海英国系ユダヤ財閥主脳部を英国依存より日本依存に転向せしめる為に執るべき具体策 この章では合衆国蔵相モーゲンソー(H. Morgenthau)の招待でスピールマンが7月訪米したことを「米国ユダヤ首脳が上海ユダヤを英国より引離し、米国ユダヤの管理下に置かんとする意向」のあらわれと見做し、ほかにも合衆国政界にはユダヤ人有力者が多いとして、あたかもユダヤ人団体を通じて合衆国の極東政策が左右されるかのように考えていることが注意を惹く<sup>7)</sup>。

第3章 ユダヤ系資本誘致に関する調査 ここではサッスーン卿、アブラハム、ハイム、スピールマンら有力者を個別的な工作の対象にあげ、とくにサッスーンが一举に日本依存に転ずるのは無理にしても、蒋介石支援をやめ日本との関係で「中立的位置を保持せしめる可能性充分なり」と見ている。さらに上海ユダヤ人有力者を通じて「ニューヨーク・ユダヤ財閥を密に勧誘し、個人的に日本の借款に応ぜしむる可能性あり」とし、その代償として「彼等〔上海ユダヤ人〕に一定の利権を与え、或はユダヤ地区を与うるは有効なり」と考えている。犬塚大佐が別の機会に強調したように、上海で「登録」されたユダヤ人住民は日本の「人質」なのである。

第4章 在支ユダヤ勢力を利用し米国世論、対極東政策、反米国大統領周囲を親日的もしくは中立的ならしめる具体策に関する調査・結論 ここでは安江、犬塚両大佐の年末の野望＝

ユダヤ人問題の根本問題という大風呂敷が展開されている。それによると、合衆国の「資本的勢力の八割はユダヤ人の占むる所」であり、「言論機関の八割もまたユダヤ人の掌握する所」であるので、「在支ユダヤ人をして米国世論並びに米国政界に大なる勢力を有する有力ユダヤ人」を極東に招き、帰国後その見聞を拓めさせ、極東への投資を促すことである。

最後に「合同報告」は以上に述べた方針の「実施機関」は「中央直系の独立機関」であるべきで、現地の軍、官に任せるのでは「大局の見地」を欠き、工作の実施が困難になると言う。しかも「中央直系の独立機関」の構成員はそれに適した人材であるべしとし、間接的に自分達こそそれにふさわしいと売り込んでいる。

以上「上海ユダヤ避難民当面に関する臨時処置案」および「合同報告」の内容を検討した。全体として「臨時処置案」の方では上海へのユダヤ移住民を制限する方に重点があり、これは現地の陸海軍司令部の見解を代表しており、「ユダヤ地区」設立を契機として合衆国ユダヤ実業界との連繫を期待する犬塚、安江両大佐の案とはしっくりなじまない性質のものである。しかし「臨時処置案」と「合同報告」とにはその双方の方針を混在させた妥協の産物であった。

その「臨時処置案」のユダヤ移民制限方針については「回教及ユダヤ問題委員会」幹事会（1939.7.18）<sup>9)</sup>で討議され、「上海ユダヤ避難民応急対策案」として8月10日、実施されるが不成功に終わった。また「合同報告」の「ユダヤ地区」案は海軍側、興亜院側から事実上の反対論が強く、「中央直系の独立機関」も否認された<sup>9)</sup>。

「応急対策案」は「日本軍占領地域内に避難民の殺到するを阻止する」ために次の要領を掲げている：(1)現に上海に居住するユダヤ人の名簿を避難民委員会に作成させる（その形式は別紙）。(2)すでに合法的に居住、営業している者は現状通りとする。(3)今後新たに日本軍警備地域に来入することは原則として認めず、その旨を在上海独・伊官憲および避難民委員会に通告する。(4)現に上海向け航行中の者を除き、将来避難民の日本警備地域への来入を禁止する。また日本船舶による避難民の運送を中止させる。(5)以上の措置と併行して独・伊政府に対しユダヤ避難民を上海その他日本軍占領地帯に「出来得る限り送付せざるよう極秘裡且懇談的に勧告する。」

この案は陸、海、外務打合をへて7月31日成案となり、8月10日関係方面に通告されたが、その目的は達成されなかった。その理由の第一は独伊当局の否定的対応である。外相有田から在ベルリン大使大島への訓令（1939.8.9）は上記「応急対策」の(5)を伝え、これに対し大島の回答（1939.8.14）<sup>10)</sup>は次のように述べている。日本大使館の宇佐美参事官にドイツ外務省のヴェーアマン次官補を訪問させ、趣旨を説明させたところ、次官補は上海だけか中国全体かと質問し、宇佐美は日本占領地全般と答えたこと、14日のベルリン・ラジオが中国におけるユダヤ避難民の入国を禁止した日本政府の決定は「結構な事」と報じた。この回答は肝腎な点、つまりドイツがユダヤ人を上海に向けて送り出さないよう措置してほしいという日本の要請に

何も言及がなく、ドイツ側に格別な印象を与えていなかったことを示している。

上海ではどうか？ 三浦総領事から外相あて報告（1939.8.10）<sup>10)</sup>には独・伊総領事あての手紙（英文）が同封されている。そこでは「応急対策」は measures of temporary nature と訳され在上海ドイツ、イタリア総領事と本国政府の理解を求めている。これに対し11日、S.M.C.事務長フィリップスが三浦を来訪し、その後のやりとりの末、8月17日三浦総領事、フランス総領事ボウデーズ、S.M.C.事務長フィリップスの会談で当面の措置について合意に達したが、在上海ユダヤ人の家族呼寄せの件またユダヤ人の定義の件は未定のままであった<sup>11)</sup>。

ところが8月9日付三浦からドイツ、イタリア総領事あてメモランダムに関して両名から上海領事団あてに抗議の手紙（8.16）<sup>12)</sup>が送られることになった。イタリア総領事代理ブリギディ（G. Brigidi）の手紙のうち抗議の部分は次の通り：S.M.C.は領事団の十分な合意なしにこの件の決定をしたので、この決定は無効である。もし正規の領事団会議がこの件を確認し、承認するなら本職としてその決定に従う。

ドイツ総領事代理ブラクロー（E. Bracklo）の手紙（8.19）の抗議はもっときびしいものであった。ユダヤ避難民の共同租界への今後の来航を禁止するというS.M.C.の手紙（8.14）は私見によれば、S.M.C.の法的権能と両立しないので、私としてはこの件の決定を承認できない。それを承認するには次の条件が必要であろう。(イ)すでに上海に向け出航している移民は上海来入を認められること、(ロ)これら上海移民の家族の来航および(ハ)上海避難民救援委員会の支援がなくとも上海で自立して生活可能な者、に対する規則が作成されること。

ドイツ、イタリア総領事によるこうした要請が領事団とS.M.C.でどのように解決されたかについての記録は「ユダヤ人問題」の収録文書には見当たらない。しかしドイツ総領事の要請が承認されたであろうことを間接的に示す公文書は存在する。そのひとつは在ウィーン総領事 山路から外相 野村あて請訓電（1939.10.26）<sup>13)</sup>である。山路によると、ユダヤ避難民の北支、中支への移住は8月中旬から禁止と承知していたが、ウィーンの船会社によると400ドル以上の提示金とS.M.C.の許可証があれば渡航可能とのことであるが、事実か？とある。もうひとつは在上海総領事 三浦から第三艦隊参謀長 草鹿少将あて（1939.10.31）<sup>14)</sup>および外相 野村あて通告（1939.11.2）<sup>15)</sup>である。これらの中で三浦は、上海在住ユダヤ人の家族呼寄せは可能であること、また租界当局は400ドル（子供は100ドル）の外貨を持ち、工部局による入来許可証（Entry Permit）を持つ者には上海渡航を許可する、と伝えている。

これに前後して開かれた「回教及ユダヤ問題委員会」（1939.10.28）では帰国していた安江、犬塚両大佐が「上海ユダヤ避難民地区」の件について長広舌を振り、犬塚は「応急対策」の実施が世界の世論を反日に導くことなく「日本に有利に進行」したと言い、その理由として、(イ)日本軍警備地区内のユダヤ人1万人は日本側の「人質」となったこと、(ロ)今後世界のユダヤ民族指導者と交渉するさい〔上海のユダヤ人は〕その「切札」となること、(ハ)「日本の正当なる

態度」をユダヤ民族に理解させようこと、を挙げている。両大佐にとってはドイツ軍のポーランド占領によって危機に直面しているポーランド・ユダヤ人 350 万人の運命も彼等の言う「永久対策」にとって有利な事態なのであった。

ところが上述のように工部局（S.M.C.）は、在欧家族の呼寄せ、一定の資金を持つ者への入来許可を発行しており、日本側の「応急対策」以後も、日本在外公館よりも多数のユダヤ移民にヴィザを支給させていたのである。そのことは外相への三浦総領事の報告（1940.2.8）<sup>19</sup>に反映している。また外相から在外公館あて通告（1939.11.17）<sup>19</sup>では三浦総領事の前記通告（1939.10.31；11.2）に従って、今後の避難民の上海来航について上海の日本総領事館の発行する許可証を持つ者に限ること、工部局側は独自に許可証を発行する旨を述べている。

1940年春、ヨーロッパにおけるドイツ軍の侵略の拡大、イタリアの参戦に伴って、海路によるユダヤ避難民のアメリカ、オーストラリア、極東への渡航は困難になり、シベリヤ経由の陸路が唯一の通路となった。この件で在ベルリン大使 来栖三郎と外相 有田また上海の三浦との間にやりとりがあり<sup>19</sup>、三浦としては今後は工部局、日本総領事館の許可証をもつ者に対しても上海来入をできるだけ制限し、シベリヤ経由の避難民についても同様と通告（1940.5.24）<sup>19</sup>している。これを受けて外相 有田はベルリンの来栖その他あての訓令（1940.5.28）<sup>19</sup>において今後は在上海日本総領事館の発行する許可証をもつ者だけに日本通過ヴィザを出すよう指示している。これは三浦から見ても勇み足であったが、外相はゆずらなかつた。

上海の三浦の通告（1940.5.24）の背景には日本の外交文書には反映していない関東軍および満鉄の特別な避難民の満州通過措置があった。1940年はじめから1年間満州里駅でジャパン・ツーリスト・ビューロー（JTB）主任であった上野破魔治の証言<sup>19</sup>によると、「満州国外務局は難民たちにどんどんビザを出していた……それどころか外務局はうち〔JTB〕の案内所にもビザの発給業務をさせていた。」ヴィザがあっても無一文で切符を買えない者もいたが、上野はある日満鉄旅客課長に呼び出され、これら避難民にも切符を出せ、と言われた。「支払いはどうします？」「名前だけ記録すればよい。関東軍から『ユダヤ人を大事にしろ』と指示が来て、金は心配ないから」こうして避難のユダヤ人は上野が満州里で働いていた「一年間、毎週来ていた。そう全部で3,000人くらい。」

以前は入国はもちろん通過ヴィザすら避難民に出さない「建前」であった満州国当局は関東軍と満鉄の特別なはからいで、彼等の満州国通過を認めたのである。このさい安江大佐らのユダヤ人“利用”方針が作用していたことは疑いない。

他方、満州国外務局は1939～1941年に月別の満州国通過外国人統計を作成しており、外交史料館はそれらを「外国における旅券及査証法規、同取扱事件雑件・満州国」<sup>20</sup>と「外国人に対する在外公館発給旅券査証報告一件」のうちの「満州国旅券査証統計表」<sup>20</sup>に収録している。これらのうち前者の方が文書の体裁が整っているが、収録しているのは1941年5月から9月

までに限られている。後者には前者に欠けている月統計がいくつか含まれている。双方を合わせて満州国通過者とドイツ旅券の者を示すと表4のようになる。

前頁の表に関連して、MA<sub>1</sub>の表には出入国ヴィザを発給した満州国公館（17か所）別の数のうち満州里弁事処のものは多い月でも十数件、ふつうは十件以下である。ということは1940年に上野が代行したヴィザ発給はMA<sub>1</sub>の表に含まれていないことを意味している。また満州国ヴィザをもつ者の国別は合衆国から無国籍まで33か国に及ぶが、そのうちドイツ・パスの者は1939年10月から1941年6月まで常に全通過者の半数を超えており、他国の通過者のなかにもユダヤ避難民が含まれているので、1939年7月から1940年の7か月、1941年の3か月の合計5,045名にさらに若干の避難民がおり、これに上野が満州里で発給した3,000人へのヴィザを加えると、合計は8,000人以上となる。このうち何人が上海に向かったかは不明であるが、もし半数とすれば、4,000人以上となろう。

表 4-1 満州国通過者とドイツ旅券所持者

1939 年	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
満 州 国 通 過 者	413	463	580	521	491	705	3,173
うちドイツ・パス	67	93	199	271	263	466	1,359
そ の %	16.2	20	34.3	52	53.5	66	42.8

表 4-2

1940 年	1 月	2 月	3 月	4 月 <sup>(1)</sup>	5 月	8 月 <sup>(2)</sup>	10 月	7 か月計
通 過 者 数	537	533	506	497	609	1,229	654	4,565
うちドイツ・パス	326	384	286	304	404	878	484	3,066
そ の %	60.7	72	56.5	61.1	66.3	71.4	74	67.1

注：(1) この月の数字は上記二つの統計にかなりくい違いがある。ここではJ/X<sub>3</sub>の少ない方の数をとった。

(2) 8月以降の通過者の増加はイタリア参戦の影響と見られる。

表 4-3

1941 年 <sup>(2)</sup>	5 月	6 月	7 月 <sup>(1)</sup>	8, 9 月
通 過 者 数	[500]	[297]	[81]	
うちドイツ・パス	385	207	28	各3
そ の %	77	69.7	34.5	

注：(1) 独ソ戦のため7月以降の通過者は激減している。

(2) 1941年1~4月の統計はMA<sub>1</sub>にもJ/X<sub>3</sub>にも欠けている。

(3) MA<sub>1</sub>によると1941年における通過者合計は2,929名、うちドイツ・パスの者は2,249名(76.7%)とあるが月別統計は揃っていない。

ここで再び安江、犬塚両大佐による「ユダヤ区」設立方針のその後の経過を検討しよう。前述のように「回教及ユダヤ問題委員会」（1939. 10. 28）に出席した両大佐は7月における陸・海軍、興亜院からの否定的見解にも拘わらず、ヒトラー・ドイツのポーランド侵略とヨーロッパにおける第二次世界大戦の開幕が自分たちの方針に有利な環境を作り出していると主張した。犬塚によれば、上海で日本の統制下におかれている約1万人のユダヤ人は世界中のユダヤ人に対する「一種の人質」であり、日本は上海のユダヤ人を「ユダヤ民族指導者に対して之を交渉の切札」として利用できるし、これに加えて「350万人のポーランド・ユダヤ人の行方」が注視的になっている、と言う。安江の方は次の点を強調している。「ユダヤ区」については「中央の決定に俟つ外ない。」自分は10月26日、陸軍次官に上申した。本年末開かれる予定の第三回極東ユダヤ人大会の決定を合衆国や上海のユダヤ人に宣伝することは「350万人のポーランド・ユダヤ人の行方」が憂慮されている現在、有効であろう。

その第三回極東ユダヤ人大会（最後の大会）はハルビンで1939年12月、500名が参集して開かれた。この大会に関する日本側報告のうち特徴的なものは「極東ユダヤ大会に於ける秘密決議に関する件」（1940. 1. 8）<sup>20</sup>である。そこでは次のように報じている。「同大会の主旨目的は大連特務機関長安江大佐の工作により……予め作成置の（1）日本政府に対するユダヤ特別区設立陳情書、（2）在北米合衆国ユダヤ人団体に対する特別区建設への参加懇請状を同大会の秘密決議として採択する」ことであった。

安江は「回教及ユダヤ問題委員会」幹事会（1940. 1. 25）<sup>20</sup>で上記秘密決議がすでに12月30日発信済みと述べている。犬塚の方は「対米ユダヤ工作の諸疑点に対する説明」を幹事会に提出している。その要点は次のとおり：（イ）田村光三意見について、（ロ）合衆国のユダヤ人からの金融、物資の対日供給は困難とする説、（ハ）3万人の避難民を支那／満州に收容することは困難とする説、（ニ）在上海ユダヤ人団体と在米ユダヤ人団体との間に対立があり、日本への〔投資〕効果は望めないとする説、（ホ）現地の陸軍は満・支とも〔「ユダヤ区」に〕反対ないし無視の立場であるので「全く絶望的」という見方、である。

これらの疑点について犬塚はひとつひとつ反論しているが、このうち（イ）の田村光三による3万人のユダヤ人地区案はどのようにして浮上して来たのであろうか。その第一報は外相野村から在ワシントン大使堀内謙介あての指示（1939. 11. 16）<sup>20</sup>である。それによると東洋製罐株式会社で永年合衆国で働き、ユダヤ人企業家と交際のある田村は最近帰国したさい、外務、陸海軍当局に次のように伝言した。ニューヨークのロングアイランド・マシナリの社長であるガーソン（F. Garson）、メタル・アンド・テミットの社長ハーシランド（Hirshland）、ユダヤ避難民委員長グリェンバウム（Grünbaum）、ラビ・ワイズ（Rabbi Weiz）らと田村が会談したさい、先方からドイツからの避難ユダヤ人に関し、もし日本の勢力圏に3万人を收容する施設が作られるのであれば、在米ユダヤ人側はそのための資金、資財の供給に関し、日本側

の条件に沿う意向があるとの提言があった。外務、陸海軍当局としても「田村の話に関心を示している」ので、とりあえずガルソン提言について田村に再度確かめさせ、また田村の身許調査をして報告するようにと、これに対する堀内の回答（1939. 11. 24）<sup>20</sup>で田村の経歴を伝え、ユダヤ人収容施設については合衆国政府が長期金融に同意を与える可能性は少ないとし、「事は慎重を要する」としている。他方外務省調査部第三課の回状「田村光三情報に関する件」（1939. 12. 21）<sup>20</sup>によると、田村は上海に旅行し、現地の軍当局と接触した結果軍側は「大乘気」となっている。ついで「回教及ユダヤ問題委員会」に田村を招きユダヤ人収容所問題につき協議するとしている。この委員会は12月23日に開かれ、調査部第三課の次の回状（1939. 12. 22）<sup>20</sup>によれば、その議題は次のようである。(イ)本件工作を実施する場合、在ニューヨーク総領事と在米ユダヤ人団体の責任者との交渉とする。(ロ)予め関東軍の意向を確かめる、(ハ)日本政府は関与せず「一部の謀略」とする、(ニ)ユダヤ人収容施設設置に関する日本側条件として、ユダヤ人家族共3万人に対し、1億ドル（1人当り3,000ドル）をユダヤ人団体側が負担し、収容施設内での生活費は別に負担する、(ホ)収容されるユダヤ人の職業は農業と技術者に限り、商業は認めない、(ヘ)地域は満州あるいは北支とする。

日本側交渉主体は曖昧で、しかも要求はかなり厚かましいものである。

ところが、1939年12月末になって、上海の三浦から外相野村あて通告（1939. 12. 29）<sup>20</sup>には現地の陸海軍司令部から「ユダヤ地区」案への強硬な反対意見が伝えられている。それによると、12月27日上海における陸、海、外務連絡会議の席上、陸、海軍側から「寝耳に水」とか「迷惑千万」とかの発言があり、ユダヤ問題の専門家と自称する者の勝手な工作など「断じて許し難い」とされた。翌年1月6日には陸軍省軍務局の高山中佐から外務省調査部に電話<sup>20</sup>があり、上海に「ユダヤ人地区」を設けることに南京総軍から反対の申入れがあった。

これを受けて外相野村はワシントンの堀内大使への指示（1940. 1. 10）<sup>20</sup>で次のように言う。11月下旬、田村からガーソンあて電報に対し、ガーソンは改めて中国におけるユダヤ避難民の受入人数、場所について問合わせをし、田村は自分の判断でガーソンに対しユダヤ人団体代表を東京に派遣するよう求めた。これに対しガーソンは日本政府からの要請を求めてきた。しかし外務省としては堀内の前電（1939. 11. 24）の慎重意見と、陸海軍も当初の反応と違って今では難色を示しているの、積極的に対応はできない。これは事実上、田村・ガーソン交渉の打切りを意味している。

こうして安江、犬塚のユダヤ人“切札”説は失敗に終わったのであるが、ふたりはそれでも——1941年12月の日本による英・米・蘭との戦争開始まで——自分たちの案を固執している。その一例は在上海日本総領事館特別調査班による「ユダヤ避難民収容地区のための所要面積推定」（1940. 5）<sup>27</sup>である。この文書は満鉄上層部に配布されたほか安江大佐に30部も配られているので、作業自体が安江の発意によるのではないかと思われる。文書によると、収容人

員3万人、5万人、7万人の場合の所要面積（街路18%、公用地7%、民有地75%として）1人当たり110m<sup>2</sup>、3万人なら約330ha、5万人なら550ha、7万人なら770haとしている。但しこの「自治都市」には商業地域と工業地域が予定されているが農業地域ではない。もし農地を含めれば上記の数百倍の面積が必要であろう。

次の例は興亜院連絡委員会主任者会議（1940.7.3）<sup>20</sup>において文書甲「帝国の自給経済確立の為在上海サッスーン財閥利用に関する件」および乙「米国工作機械等の第三人経由輸入に関する件」が討議されたが、「結局甲については別段決定をせず、乙についてもとりあえず試験的に之が実現を促進すること」になったと言う。その甲は「サッスーン財閥を以て其の利用価値最大なるもの」と認め「昨年〔1939年〕春以来本院秘かに之が操縦に付施策し來たる次第なるが……最近彼サッスーンは進んで帝国の米国よりする主要工作機械の輸入に協力すべき旨申入れ來れり」とし、「要領」の(5)にはサッスーン財閥の利用は政府指導の下に原安三郎氏をして行なせると述べている<sup>21</sup>。乙には工作機械の選定小委員会に陸、海、外務、大蔵、企画、商工、興亜の各省院から担当官が出る旨が記されているが、これではとても一元的、能率的運営など望めそうにない。安江、犬塚によるユダヤ人“利用”方針のこれが最後の痕跡である。

## 第5章 在カウナス領事代理 杉原<sup>ちうね</sup>千畝のユダヤ避難民へのヴィザ 大量発給とその波紋

ここで再び上海の日本当局と外務省による避難民の上海来航制限の強化の件に戻ろう。

東京では第二次近衛内閣が成立し（1940.7.22）、外相に松岡洋右、陸相に東條英機が就任している。新外相は就任の翌日ベルリンの来栖大使あて訓令、さらに在ニューヨーク総領事若杉を通じて在外公館あて訓令（1940.9.17）および全在外公館あて訓令（1940.10.10）<sup>11</sup>を出し、予め在上海総領事館発行の許可証をもつ者以外は日本通過ヴィザを出さないこと、日本入国ヴィザは禁止することを指示している。ちょうど40年8月在上海総領事は三浦義秋から堀内干城に交替しており、そのためか40年8月後半から9月末まで上海と東京の交信は中断している。

それに替わって1940年夏以降、外相松岡とのひんばんな交信をくり返したのは在カウナス領事館、在モスクワ大使館および在ヴラジヴォストック総領事館である。

1920年代から30年代に、関東軍の情報機関と在満日本公館の主要な任務は極東のソ連軍および政治、経済情報の収集であり、ヨーロッパ・ロシアの周辺諸国の日本在外公館およびその武官にとってはドイツ・ポーランド・ソ連の軍事関係情報収集が主要任務であった<sup>22</sup>。それ故関東軍情報将校とフィンランド、スウェーデン、バルト三国、ポーランドの在外公館付武官の間にはしばしば任地の相互交替が認められる。例えば在リスアニア公使を兼任した佐久間信は1937年6月14日、首都カウナスでスメトナ大統領に信任状を提出し、15日から16日までい

くつかの宴席を主催した旨外相 広田に報告 (1937.6.27)<sup>3)</sup> している。その中で注意を惹くことはこの式典と宴席に在外武官 小野寺信中佐が同席していることである。公文書および夫人の回想記<sup>4)</sup> からわかることは、在リガ公使 佐久間にエストニア、リシアニアを兼轄するよう強く要請していたのは小野寺中佐であり、彼は30年代後半のラトヴィア、エストニア、リシアニアの参謀将校や在リガ・ポーランド武官 ブジェスクフィンスキ少佐 (F. Brzeskwinski, のち大佐) との交際をのちに在ストックホルム武官 (1940-45, この間大佐, 少将となる) として情報活動に活用することができた。また1938年12月には在ヘルシンキ武官に西村敏雄中佐が任命され、在ストックホルム武官を兼任し、ソ・フィン戦 (第一次) のさいストックホルムに移った。この二人の武官に言及するのは、ふたりが1939~1941年の戦局の動向について在ベルリン大使 大島浩將軍とその武官室のドイツによるイギリス上陸作戦予想に反対し、独ソ戦の可能性を重視していたことによる。後述する在カウナス領事代理 杉原も同じ見通しを共有している。杉原は1937年8月、在ヘルシンキ公使館の通訳官に任命されたがソ連が通過ヴィザを認めないため、アメリカ経由で12月に着任した。杉原とポーランド地下情報組織との連絡はヘルシンキ時代に始まっていて、カウナス赴任後も続くことになる<sup>5)</sup>。

その杉原は 在カウナス領事代理として1939年11月大統領スメトナに信任状を提出した旨、外相 野村に報告 (1939.12.24)<sup>6)</sup> している。この時期にすでにドイツ、ソ連によるポーランド分割支配は完了しており、“中立国”リシアニアの運命も風前の灯であった。リシアニアがソ連に併合されるまでの9か月間、杉原はポーランド軍地下情報組織に属するヤクビアニェツ大尉 (匿名クバ)、ダシキューヴィチ中尉 (匿名ペシ) らと協力関係を結び、その関係はのちにストックホルムにおける小野寺大佐とリビコフスキ少佐の協力に引き継がれる<sup>7)</sup>。この問題は本稿の範囲を超えるので立ち入れないが、断片的ながら注目に値する二つの証言をあげておきたい。ひとつはリビコフスキ大佐 (M. Rybikowski) が戦後になって戦時中関係のあった内外の軍人、研究者と文通し、自分もいくつかの回想を書いたもののなかにある「対ドイツ情報 組織と活動」である。そこに次の一節がある。「(ドイツとの戦争開始の後) 私は二度コヴノ [カウナス] に赴き、そこで士官学校で私の学生だったアルフォンス・ヤクビアニェツと何回か会合した。当時彼は情報組織および次第に増加しているリトヴァへの [ポーランド軍人を含む] 流民への支援活動をしていた……ヤクビアニェツと私はこれら流民を日本人の協力によって日本経由で極東におけるポーランド部隊創設へと導くことができるのではと考えた。日本外務省からは [そのために] 600件のヴィザが支給された。しかしそのうち僅か十数名だけが部隊に属し、他の人びと、例えばラビ神学校学生たちはカナダのモントリオールに向かった。ポーランド流民へのヴィザ支給を可能にしたのは山脇 [正隆] 將軍で、彼は1920年のラジミン [ワルシャワ東北の町] の戦いに参加し」て勲章を授かった人である。「彼はまた [第二次世界大戦中、陸軍次官として] 小野寺將軍に手紙を書き、在ロンドン・ポーランド政府がクツシェー

バ將軍を山脇の客として日本に派遣するよう依頼した。この件で私はロンドンに通告し〔在ストックホルムの〕ブジュスクフィンスキ大佐も介入したが、ロンドンから回答はなかった。<sup>9)</sup>この一節はカウナスで杉原領事が発給した日本通過ヴィザのなかに、山脇次官→小野寺大佐（あるいは在リガ武官 小野打寛中佐）→杉原領事のルートでポーランド軍人へのヴィザが支給されていたことを記している点で興味を惹く。

もうひとつはやはり戦後にリビコフスキの依頼に応じて杉原が記したカウナス、ケーニヒスベルク期の活動の回想記（露文、10ページ）で、そこに次の一節がある。「日本人住民は一人もいないカウナスの日本領事として、私はやがて会話や噂に基づいて、リトヴァ・ドイツの国境地帯から入ってくるドイツ軍による対ソ攻撃の準備と部隊の集結に関するすべての情報を、外務省でなく参謀本部に報告することが自分の任務であると了解した。」<sup>9)</sup>ここで名前は出ていないが山脇、小野寺、小野打のような軍人と杉原との間に連絡があったことが示唆されている。

ここで杉原千畝という人の経歴について一言。彼は1900年1月生まれ。1919年7月外務省留学生試験に合格、10月からハルビン、満州里でロシア語を習得、1935年には日・満・ソの北満（東支）鉄道譲渡交渉の満側委員として活動するが、関東軍との関係に失望して帰国。5月菊池幸子と結婚。翌年12月在モスクワ大使館書記官に任ぜられるが、ソ連側がヴィザを出さず、1937年8月在ヘルシンキ公使館通訳官に任命される。こうした経歴から杉原がロシア語にすぐれた能力をもち、ソ連における勤務を志していたことが判る。

ところが他の資料<sup>10)</sup>によると、彼は在満中、ハルビンに住む旧ロシア貴族の娘クラウディア・アポロノワと結婚し、そのさいロシア正教の洗礼を受けたという。ソ連勤務を志し、将来は在モスクワ大使を夢みていたこととこの結婚と信仰はあまりそぐわないように思われる。とも角、在カウナス日本領事館に着任する1939年11月まで、彼の経歴はすでにかなり波瀾に富み、一筋縄では把え切れないものであった。

さてカウナスに赴任した杉原領事代理の主な任務は、ドイツ・バルト三国・ソ連の軍事情報（前記）であるが、独・ソによるポーランド分割のため流民となったポーランド軍人の救出、また独・ソからの脱出を求めるユダヤ人の群への対応の件がこれに加わった。

幸子夫人の回想記によると、在カウナス領事館にユダヤ避難民の群がヴィザを求めて参集し始めたのは1940年7月18日朝である。また夫人が保存している杉原「手記」<sup>11)</sup>によると、彼等は「何れもポーランド西部都市からのユダヤ系〔市民〕であって、ナチス・ドイツ軍による逮捕、虐殺の難を逃れ、唯一の通れ道としてのヴィルノ〔ウィルニウス、旧リトヴァの首都で当時はポーランド領〕を目指し……ソ連、日本を経由してそれ以遠の第三国へ移住するため日本通過ヴィザを発給して貰いたい」と求めていた。7月20日に杉原は避難民代表5名<sup>12)</sup>と話し合いを始めるが、その一人がゾラフ・ヴァルハフティク（Zorach Warhaftig）であり、5人目の人物がリスアニアのオランダ名誉領事ヤン・ツヴァルテンディクであった。この名誉領

事がオランダ領キュラソーへの入国にはヴィザが不要であるとの証明書を出し、避難民はそれを頼りに途中国の通過ヴィザを請求できる、という仕掛けであった。杉原は熟慮の末、本省あてに現存する最初の請訓電報を送ったのは1940年7月28日<sup>19)</sup>で、当時の外相は一運悪く一松岡洋右であった。現存する杉原から本省あて通信は8月14日、8月24日の二例だけであるが、幸子夫人の回想記によるとさらに2回発信されたがいずれも本省により拒否されたという。杉原はそこで夫人と相談のうえ7月29日から本省の訓令を待たずに、ユダヤ避難民への日本通過ヴィザ発給に踏み切った<sup>19)</sup>。「手記」によれば、この件について自分がこれ迄多くを語らなかったのは、カウナスでのヴィザ発給が「博愛人道精神から決行した」とは言え、「本省訓令の無視」であり、従って日本への引揚げ(1947.4)と同時に「47歳で〔外務省を〕依頼免官となった」ためである<sup>19)</sup>。

たしかに外相 松岡による杉原への数次の訓令(1940.8.14; 8.16; 8.28; 9.3)<sup>19)</sup>はどれも厳しいもので日本通過ヴィザ発給はその条件を正確に満足する者だけに限るべきことを強調している。これでは杉原の側が自分の人道的行為を「本省訓令の無視」と覚悟したのは当然であった。こうして杉原領事代理は職を賭して、7月29日から8月28日まで、昼食抜きでヴィザを作成し続け、のちプラハからの報告(1941.2.5)<sup>17)</sup>ではその数は合計2,139件とし、その発給月日と氏名を記している。また8月29日から9月4日まで杉原一家はホテル・メトロポリスに滞在したが、その間もまた列車がベルリンに向けて出発する間際まで避難民に渡航許可証を発行し続けたという。もうひとつのエピソードは1940年春からカウナスで杉原と協力関係にあったポーランド情報士官ダシキューヴィチ中尉(ペシ)は8月はじめヴィザ作成に苦勞している杉原のためゴム印を使うよう提案し、ゴム印を2個作ってその1個を手許に残しておき、その後も日本通過ヴィザを偽造したといわれる<sup>18)</sup>。

ここで杉原ヴィザ・リストの努力がいかに驚くべき、また他の在外公館のヴィザ発給と比べて抜群であったかを若干例示しよう。1940年における主要な在外公館は避難民への日本通過ヴィザ申請をディスカレジさせる方針で一致している。在モスクワ大使 東郷からの報告(1940.5.20)、在ロンドン大使 重光からの報告(5.22)、在ベルリン大使 来栖からの報告(12.18)、在ハンブルク総領事からの報告(9.12)<sup>19)</sup>はすべて断念させる方針をとっている。外相松岡から在外公館あて訓令(米三機 合 1279号, 1940.10.10)<sup>20)</sup>はたとえ日本通過ヴィザであっても、日本滞在期間の10日間に1日当り25円、目的地までの乗船券、目的国の入国手続き完了という条件を守るよう強く要請し、それは内務省と船会社に即日通告された。

こうしたなかで日本通過ヴィザ発給の件を本当に正確に報告しているのは一カウナスの杉原を除けば一在ストックホルム公使 松嶋鹿夫、在ウィーン総領事 山路章からの名簿である。松嶋の名簿には1940年7月1日から1941年3月までに合計691件、うちドイツ・パスのユダヤ人194名(28%)、別に渡航許可証15件があがっている。ウィーンからの名簿は1940年4月

から12月までに合計533件、殆ど全部がドイツ・ユダヤ人である<sup>20)</sup>。これらの名簿は不完全なものであるが、カウナスで杉原が1か月間に発給した2,139件（実数は5,000ないし6,000人）に比べると、杉原の人的イニシアティブは歴然としている。

日本通過ビザを手にしたユダヤ避難民は半信半疑であり、ソ連経由極東への旅に不安を抱く者も少なくなかったし、杉原ビザを受け取っても、それを利用しなかった者もいた<sup>21)</sup>。しかし日本側の対応という点で重要なのは外相 松岡によるユダヤ避難民の日本通過および上海への渡航に対する制限強化である。

在ニューヨーク総領事 若杉あての訓令（1940.9.21、在外公館へ転電）<sup>22)</sup>において外相は、今後は共同租界、フランス租界当局を無視し上海の日本総領事館の発行する「入来許可証（Entry Permit）」を持つ者だけに日本通過ビザを出すとし、その制限は「日・満・支三国に対するユダヤ人取扱に関する件」（1940.11.7）<sup>23)</sup>においても繰り返し強調されている。とくに上海については1940年6月までの来航ユダヤ人を合計18,427名とし、「この儘放置するに於ては面白からざる結果を来す」故「之を極端に制限する」として8項目をあげている。

ところが外務省によるこうした避難民への日本通過ビザ制限に対して思わぬ波紋が生じることになった。それは在モスクワ大使建川美次将軍からの外相あて要請電である。1941年2月3日の通信<sup>24)</sup>で建川はカウナスで発給された日本通過ビザを持つ避難民について次のように言う。「〔ソ連外務人民委員部の〕領事部長は目下ソ連領内に約800名のポーランド避難民がおり、パレスチナあるいは南米に向かうため日本通過ビザをもっているが、ウラジヴォストック経由だけでは移動が困難であるので、一部を満州里経由としたいが、そのさい満州里で満州国通過ビザを発給するよう便宜を図って貰えないかと言う。」これに対し大使としては40年末の赴任以来ビザの件でかなり好意的に扱ってくれている領事部の「顔を立てる」意味で、例外として約400名に対し満州里でビザを発行してはどうか、と要請している。

他方、在ウラジヴォストック総領事代理 根井三郎は外相への報告（1941.2.8）<sup>25)</sup>は次のように言う：ドイツ軍〔ソ連軍の誤りか〕占領地域に居住するユダヤ人でシベリヤ、本邦経由でアメリカに移住する者が最近激増し、毎船便140～150名に達している。彼等の大部分は昨年在カウナス領事館発行の日本通過ビザをもっている。在カウナス領事館閉鎖後はモスクワの日本大使館でビザ申請する外ないが、一般旅行者はモスクワ滞在を許されないので避難民は電報で当館にビザを申請し、その数は毎日60～70件に及んでいる。当館でビザを発給してよいか。

これらに対して外務省と建川、根井とのやりとりがあり、まず根井に対しては外相は2月26日<sup>26)</sup>、「現在本邦に停滞せる避難民約1,200名に達し」その処理に困っているのでウラジヴォストックでの日本通過ビザは発給しないよう伝え、建川大使に対しては3月7日<sup>27)</sup>、ソ連領内の避難民の満州国通過は100名に限定するとしている。これは明らかにカウナスで発給され

たヴィザへの不信の表明である。3月7日の外相訓令にはこのほか主な在外公館に対し過去1年間に発給した避難民へのヴィザの報告を指示している。

外務省と在ウィーン、ハンブルク、ベルリン、スウェーデン、モスクワ、ヴラジヴォストクの公館との間にユダヤ避難民について緊迫したやりとりが続いているうちに、ヴラジヴォストクー敦賀間に就航している天草丸で一つの事件が起こった。3月14日、敦賀着の天草丸で来航した避難民90余名はカウナス発行の渡航許可証をもっていたが、入国先の許可がないので上陸を拒否され、16日ヴラジヴォストクに送還されたと言うのである<sup>29)</sup>。建川大使から外相 近衛あて報告(1941.3.20)でもその件に言及し、ソ連側としては彼等の再上陸は認めないので、敦賀上陸許可を求めている。この件では外務省と根井総領事代理との間に5回のやりとりがあったが、結局、在東京オランダ大使館のはからいにより行先地への入国が保証され、敦賀上陸が可能となった<sup>29)</sup>。

天草丸事件の第一報を伝えた神戸ユダヤ人協会(The Jewish Community of Kobe Ashkenazim)は1941年はじめから活動を始め、神戸からさらに出国しようとする避難民の救援に努めていて、ニューヨークの連合配分委員会(Joint Distribution Committee of New York)からの財政的支援を受けている。その協会が作成した「避難民統計(Statistics of Jewish Refugees)」<sup>30)</sup>によると、神戸に入出したドイツ・ユダヤ人、ポーランド・ユダヤ人は1940年7月から1941年4月までに入市者は合計1,795人、出国者は193人、残留者は1,602人である。この統計には神戸からの渡航者あてにニューヨークから電報送金された月日、受取人氏名、金額が記載されている。大部分はアメリカ・ドルで計6,916.14ドルに達している。

こうした事態のなかで外務省はユダヤ避難民に対する日本通過ヴィザ発給を事実上禁止する措置をとる。その第一は外相 近衛から在モスクワ大使 建川あて訓令(1941.3.17)<sup>31)</sup>、第二は同じく訓令(1941.3.19)<sup>31)</sup>である。その要点は欧州からの避難民への日本通過ヴィザ発給を在モスクワ大使館に限定すること、1940年12月20日以前に発給された日本通過ヴィザ(カウナス領事館のものを含む)は在モスクワ大使館または在ヴラジヴォストク総領事館で「再検閲の上行先国の入国手続きが証明された場合に限り検印、記入」することなどである。これに対し建川も根井も驚いて、くり返し本省の訓令が実行不可能である旨を回答し、抗議している。訪欧の旅から帰国した外相 松岡はアメリカ各地の在外公館あてに「本邦通過欧州避難民に関する件」(1941.5.30)<sup>32)</sup>で次のように言う。本年3月17日の在欧公館への訓令(前出)の効果はあがっているが、日本に残留している者は減少していない。そこで米州諸国の避難民入国法規と実態を報告して貰いたいと。この文書は外務省による日本通過ヴィザ制限の強硬策によって外相と外務当局が却って窮地に陥っていることを認めたことを意味している。

1941年6月22日、独軍のソ連侵入開始により、欧州からのユダヤ避難民の状況は根本的に変化した<sup>33)</sup>。ナチ・ドイツによるユダヤ市民迫害と国外追放にかわってユダヤ人絶滅(ホロコ-

スト）がポーランドとソ連の被占領地域で始まったのである。日本では1941年7月第三次近衛内閣が成立し、外相は松岡から豊田貞次郎提督にかわった。独ソ戦は松岡の日・独・伊・ソ連の4か国戦略構想になかったためである。

ところで辞任する直前の松岡の関心事のひとつは前述したようにユダヤ避難民への日本通過の事実上の禁止また日本に残留しているユダヤ人約1,600人を上海に送り出すことであった。いくつかの文献によると訪欧の旅に出る直前、松岡は小辻博士を呼び出し、日本に残っているユダヤ人を退去させる名案はないかと尋ねたと言う<sup>30</sup>。訪独を控えた松岡は僅か2,000人足らずのユダヤ避難民の日本滞在に対するドイツ側の「懸念」にこれ程気を配っていたとは信じ難いが、この章の考察から松岡としては日本を“ユーデン・フライ”にしておきたかったのだと推測せざるをえない。

松岡を継いだ外相豊田と外務省は、上海の堀内総領事とのやりとりを経て、日本残留ユダヤ避難民を何回かの船便で上海に送り出し、41年9月15日の上海あて通告<sup>35</sup>では17日出航の船で約200名を送り出し、残りは約130名と述べている。

一体、日本の在外公館が発行したユダヤ避難民への日本通過ビザの数はどの位あったのであろうか。公文書で確認されるのは外相松岡から在ベルリン、在モスクワ大使を通じてヨーロッパの在外公館に指示した過去一年間のビザ発行の月別報告要請<sup>36</sup>（1941.3.7）への回答である。各在外公館からの報告の合計だけを示すと次のようになる。プラハ71、ハンブルク1,414、ストックホルム334、ウィーン786、モスクワ152、ベルリン691、合計3,448、じっさいには当時すでに廃止されていたカウナスからの2,139を加えると5,587、しかもカウナスの杉原ビザを利用した実数は5,000人以上と推定してよいので、その差を加えると8,448人、これに満州里で関東軍、満鉄当局が1940年に出したビザ約3,000および満州国当局の発給した通過ビザのうちユダヤ人あて（1939年7月から1941年の3か月〔前出〕）計5,045を加えると、総計は18,538となる。日本の在欧公館が1938、1939年に発行した通過ビザ数は系統的な報告がないので不明であるが、1940年1月～1941年3月の前記報告にある数よりはるかに少ないと推定される。外務省では発給された日本通過ビザを利用しなかった者を約2,500人と見ているので、1941年3月までに日本・満州国を通過したユダヤ避難民は約16,000人となろう。

これに対して、1939年9月までにオーストリア、ドイツ、プロテクトラートから国外に移動せざるをえなくされたユダヤ人は42.7万人（マダイチク）ないし47.5万人（ヒルバーク）<sup>37</sup>と見積もられており、ドイツのポーランド攻撃から翌年にかけてその数は激増したので、日本と満州国が発行した自国通過ビザの数はかなり限られたものであった。その後の時期には、1941年10月、ヒムラーはユダヤ人の国外移住を禁止し、とりわけ占領下のポーランドで設置された絶滅収容所（オシフィエンチム、ベウジェツ、ソビブル、トレ布林カ、マイダネク、

ヘウムノ)での殺害およびゲッターでの餓死が数百万人のユダヤ人を呑みこんでしまう。こうして見ると、1938年秋から1941年までユダヤ避難民の日本入国を禁止し、日本通過ヴィザすらできるだけ制限し、しかもその制限を次第に強めていった日本政府のユダヤ人政策は、ナチ・ドイツによるユダヤ人絶滅の共犯者でないにしろ、その幫助者であったと言わなければならない。僅かな救いは、カウナスで外相の訓令に抗して5,000人余の避難ユダヤ人に日本通過ヴィザを発行した杉原千畝領事的人道的行為である。

## 第6章 1941年12月以後の日本政府のユダヤ人政策

1937年7月以来の中国侵略に加えて、1941年12月8日、真珠湾攻撃およびマレー沖海戦に始まる日本の対合衆国、イギリス、オランダ戦争は1938年10月以降の日本政府・軍による極東におけるユダヤ人政策を転換させた。「ユダヤ人問題」に収録されている公文書としては、「我軍占領地におけるユダヤ人処理方策案」(1942.1.5)<sup>9)</sup>、外相 東郷から在極東公館あて「緊急ユダヤ人対策の件」(1942.1.17)<sup>10)</sup>および「時局に伴うユダヤ人対策(連絡会議決定案)」<sup>11)</sup>の三点がある。第一の文書は外務省が作成した討議資料であって、削除や書込みがあるが、その要点は次の通りである。(イ)従来の方針としては1938年12月の五相会議による「ユダヤ人対策」、1939年8月の「上海ユダヤ避難民応急対策」などがあったが、「今次大東亜戦争の発生により、ユダヤ人利用による外資導入或は対米関係打開」の方策の意義は失われることとなった。(ロ)現在日本軍占領下の地域には同盟国、中立国に属する者がいる。(ハ)従って日本軍占領地におけるユダヤ人処理は次の方策による。i) 占領地へのユダヤ人の新たな渡航は禁止する。ii) 占領地内に居住、営業するユダヤ人は「嚴重之を監視する」。iii) 中立国の者でも「軍政施行上有害と認められるユダヤ人」には「適当な措置を講ずる」。iv) 無国籍ユダヤ人〔ここで中断〕。

第二の文書は、1938年12月の五相会議決定に替わる方針がきまるまでの「緊急措置」として外相から在満、在中国公館に出した訓令であって、そこではドイツ政府が1942年1月1日以後、海外在住のドイツ・ユダヤ人の国籍を剥奪したので、日本もそれに従うこと、また現に日本が利用している者は別として、それ以外の者に対しては「監視」をきびしくし「敵性策動を断圧す」としている。

第三の文書は「大東亜戦争発生に伴うユダヤ人対策の要綱と説明」を次のように指示している：要綱(1)日滿支その他日本軍占領地へのユダヤ人の渡来を禁止する。(2)すでに占領地に居住するユダヤ人は原則としてその国籍人に準じて扱うが「ユダヤ人の民族的特性〔!〕に鑑み、…監視を嚴重にすると共にその敵性策動は之を排除断圧す。」(3)ユダヤ人中日本が利用できる者は「好遇する」が、「ユダヤ民族運動を支援するようなことは一切行なわない。」

備考：1938年12月6日の五相会議決定の「ユダヤ人対策要綱」は廃止する。

説明の要点：ユダヤ人への監視を強化して占領行政に禍根を残さぬよう努めるが、全面的に

ユダヤ人排斥方針はとらない。（以上）

上に述べられている「厳重な監視」とか「適当な警戒措置」に関連して在ベルリン大使 大島から外相 東郷あて報告（1942.5.7）<sup>2)</sup>が注意をひく。ここで大島は6日、東方相ローゼンベルクと会談したさい、ローゼンベルクはユダヤ人問題に言及し、現に上海に多数のユダヤ人が居住しており、彼等が南方に進出すれば日本にとって厄介な問題になるであろう、従って彼等を「予め隔離し」自由に移動できないよう処置する必要がある、と述べたとする。この大島報告が日本政府内でどのように討議されたかは不明であるが、じっさい上海の日本総領事館と陸海軍当局が1943年2月から実施し始めたのは上海在住ユダヤ人の居住地制限と隔離の措置、つまり“ゲッター化”に外ならない。

在上海総領事として1942年11月に着任した矢野征記から新設の大東亜相の青木一男あての三報告（1943.2.9; 2.13; 2.18）<sup>3)</sup>は“ゲッター化”の詳細を伝えている。これらの報告の中で矢野は陸海軍からの指令により上海のユダヤ人の居住、営業地域は共同租界内の長豊路—茂海路—鄧脱路以東、揚樹浦クreek以西、東施高塔路—茂海路—匯山路以北、共同租界の境界線以南に限定し、現に上記地域外に居住、営業する者は布告の日〔のちに2月18日とされる〕から3か月以内に上記地域内に移転する。また上記地域外での営業、通勤が必要な者には通行証を発行する。

こうして上海虹口（Hongkew）地区におけるユダヤ人のゲッター生活が始まった。トケイヤー他の『河豚計画』の第三部（221-255ページ）にはゲッター化された虹口地区への移住が困難を極めたこと、1平方マイルの指定地域には日本人数千人、中国人10万人が居住していて混雑がはげしかったこと、いくつかの避難民合宿所や食堂、病院も移転させられたこと、栄養失調のため1943年末までに3,000人が死亡し、1943年6月の国際赤十字への報告では「少なくとも6,000人のユダヤ移民が餓死線上にあり、9,000人がやっと生存中」とされている。じっさいにはそうはならなかったが、虹口のユダヤ人には1942年からのポーランドにおけるユダヤ人大量殺戮の噂は伝わっており、上海でも「ナチ・ドイツの指令で日本軍に全員殺される」という噂に身が縮む思いがした、と言うハーシュ・クピンスキとその家族の回想もある<sup>4)</sup>。

この外「ユダヤ人問題」第12巻に収められている公文書のうち注意をひくのは在上海総領事館、揚樹浦警察署長 高橋武次から「上海ユダヤ人の時局感」に関する報告を矢野から大東亜相あてに二回報告した記録（1943.11.22; 12.21）<sup>5)</sup>である。第二の報告は連合国側のモスクワ外相会談（1943.10）、カイロ会談（1943.11）および合衆国によるソ連への武器貸与法の適用に関連するさまざまな合意事項をあげるなかで、米英軍のイタリア上陸作戦に拘わらず、ソ連軍は対ドイツ戦線の4分の3を負担しているため、1944年には米国からソ連への食糧援助が必要であると見られていることを指摘している。高橋署長は結論で次のように言う。上海ユ

ダヤ人知識層（ソ連派）の見解によれば、ヨーロッパの戦争は反枢軸側の勝利に終わるのであるとされている。これに対して日本の在上海当局としては「避難ユダヤ人への懐柔工作に一段の努力」が必要である云々。この署長にしても極東における戦争の前途を危ぶんでいたのである。

## 第1章 注

- 1) 参照：浅田・小林(編)『日本帝国主義の満州支配』1986に収められた吉田裕、山田朗、君島和彦の諸論文。
- 2) 在ハルビン総領事 森島守人から在満大使 武藤信義、外相 内田康哉あて報告、1933.4.25, 1933.5.4。「ユダヤ人問題」2-4。
- 3) この件に関する通信・報告は多数残されているが、重要なものは以下のものである：在北京公使 有吉から外相 広田弘毅あて「エズラと重光外務次官の通信に関する件」(1934.9.4)；『イスラエルズ・メッセンジャー』（エズラの編集する英文月刊誌、1934.11.5, 1935.10.14）；在ハルビン総領事 佐藤から在ロンドン大使 吉田茂あて報告（1936.9.19）；関東軍参謀長 西尾寿造から在満大使館への通告「白系ロシア人関係事項の処理に関する件」(1934.12.14)。これらは「ユダヤ人問題」3-1, 2, 3, 4に収録されている。
- 4) 在ハルビン総領事 森島から在満大使 南次郎あて報告（1935.3.6）。「ユダヤ人問題」3-3。
- 5) この大会に関する日本側公文書には在ハルビン総領事 鶴見憲から在満大使 植田謙吉・外相 広田あて報告（1937.12.21）などがあるが、もっとも詳細な記録は海軍軍令部第3部「極東ユダヤ人代表者会議 第一回会議詳報」（57ページ、1938.2.17）である。「ユダヤ人問題」3-6。文献としては『陸軍中將 樋口季一郎回想録』（新版、1999）およびそこに含まれている河村愛三（当時ハルビン憲兵隊長）の「解説」がある。
- 6) 日本側公文書でのこの会議の名称はまちまちである。翌年12月の第二回大会を報じたハルビンの『ジューイシ・ライフ』においてはこの会議を the Convention of the National Council of Far Eastern Jews と呼んでいる。
- 7) 在ハルビン総領事 鶴見から外相 広田あて報告（1938.1.21）。「ユダヤ人問題」3-6。
- 8) 「イスラエルの地」を意味するシオニストの用語。その地域をどうとるか、またアラブ住民との共存をどう考えるかについてはさまざまな見方がある。
- 9) 『陸軍中將 樋口季一郎回想録』に付された河村少佐の「解説」、同書364ページ。この記述は樋口将軍の処置により1938年3月、ユダヤ避難民2万人の満州国入国を許可した件について外相 リッペンントロップが抗議したという文脈で述べられている。ところが1938年3月（ドイツのオーストリー合併の月）にユダヤ人2万人が陸路で満州国に入国した、というのは樋口の空想か思いちがいであって、内外の他の史料・回想記にそのような事実の痕跡は認められない。
- 10) 警視総監 安倍源基から内相 末次信正あて「極東ユダヤ民族大会開催に対する東京回教団長の言動に関する件」(1938.1.17)。この文書に『ハルビンスコエ・ヴレーミヤ』（1937.12.27）に掲載された樋口の祝辞（ロ文）の訳文が付されている。「ユダヤ人問題」3-5。
- 11) 「ユダヤ人問題」3-7。この文書の執筆者は欧州第一課の今岡とある。

## 第2章 注

- 1) 在ワルシャワ公使 河合博之から外相 内田康哉あて報告。「ユダヤ人問題」2-3。
- 2) 在ベルリン大使 永井から外相 内田あて報告。「ユダヤ人問題」2-4。
- 3) これらの報告と英文冊子は「ユダヤ人問題」2-5に収録されている。
- 4) 「ユダヤ人問題」6-5。

- 5) 「同上」10-9。
- 6) 在ウィーン総領事代理 田中仙八から外相 宇垣一成へ。この文書は「ユダヤ人問題」ではなく、政治の部、分類記号 A. 4. 1. 0-4 に収録されている。
- 7) 在ウィーン総領事 山路章から外相 近衛文麿へ。「ユダヤ人問題」4-2。
- 8) この委員会、同幹事会の成立事情については第1章で述べた。「ユダヤ人問題」4-3。
- 9) 外相 近衛から在満大使、在満、在中国総領事あて「ユダヤ人問題研究会における安江大佐の講演（1938. 9. 19）筆記送付に関する件」（1938. 10. 13）；外相 近衛から在上海総領事 日高あて「上海ユダヤ人問題に関する〔軍令部 犬塚大佐の〕談話送付に関する件」（1938. 10. 20）。「ユダヤ人問題」4-4。
- 10) 外相 近衛から在ウィーン総領事および在外公館長あて「ユダヤ避難民に関する件」（米三機密 合1447号）。
- 11) 外国人入国令第一条（内務省令第1号，1918. 1. 24）：本邦に渡来する外国人にして左記各号の一に該当すると認めたる者は地方長官（東京府においては警視総監）においてその上陸を禁止することを得。
  - 一. 旅券または国籍証明書を所持せざる者
  - 二. 帝国の利益に背反する行為をなし、又は敵国の利便を図るおそれある者
  - 三. 公安を害し、又は風俗を紊るおそれある者
  - 四. 浮浪又は乞食の常習ある者
  - 五. 各種伝染病患者その他公衆衛生上危険なる疾患ある者
  - 六. 心神喪失者、心神耗弱者、貧困その他救助を要すべきおそれある者
- 12) 「ユダヤ人問題」4-4。
- 13) 「同上」4-8。
- 14) 在天津総領事 田代から（1938. 11. 1）、在ハルビン総領事 鶴見から（1938. 11. 10）、在上海総領事 日高から（1938. 11. 12）。「ユダヤ人問題」4-5。
- 15) 「同上」5-6。但しこの文書には欄外に書込みがあり、12月6日の決定は五相会議によるものではなく、首相が外相提案文を説明し、他の閣僚の了承をえたもの、と記している。この書込みの執筆者も、その意味も不明である。
- 16) この事件とそれに対するドイツの反応については以下を参照：R. Hilberg, *The Destruction of the European Jews*, N. Y. 1961, 1985, 1997. 邦訳、望田幸男他、1997, 上巻 31-40, 99-100 ページ；栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策』1997, 21-26 ページ；J. Tomaszewski, *Preludium Zaglady*, Warszawa, 1998, s. 229-242.
- 17) 大島大使から有田外相あて（1938. 11. 10, 11. 16, 12. 23）「ユダヤ人問題」4-4, 4-7, 5-9。なおこの第一報告は「在パリ・ドイツ大使館員フォーム・ラート射殺事件に関する件」とあるのに、10月10日発信となっている。11月の誤記であろう。
- 18) 在ロンドン大使 重光葵からの報告（1938. 11. 11, 11. 16, 11. 18）；在モスクワ大使 東郷茂徳からの報告（1938. 11. 16；11. 18；11. 29；12. 1；12. 26）；在黑河副領事 豊原幸夫からの報告（ハバロフスク・ラジオ放送の内容、1938. 12. 2；12. 5）「ユダヤ人問題」4-6, 4-7, 4-8, 4-10, 5-1, 5-4, 5-5, 5-10。
- 19) 「同上」4-5。
- 20) 「同上」4-10。
- 21) 「同上」4-10。
- 22) 「同上」5-5。
- 23) 「ソ連邦経由渡来避難民実況に関する件」。「同上」5-5。
- 24) 有田外相から在満大使、在北京参事官、在ワシントン大使、在極東領事館あて問合せ。「ユダヤ人問題」5-1。
- 25) 「同上」4-11。
- 26) 「同上」4-11。

- 27) 「同上」5-7, 5-8, 5-9。  
 28) 「同上」5-10, 5-11。

### 第3章 注

- 1) 外相 近衛から在極東公館あて「ユダヤ問題研究会における安江大佐の講演筆記送付に関する件」  
「ユダヤ人問題」4-4。
- 2) 外相 近衛から在上海総領事 日高へ(1938.10.20)「ユダヤ人問題」4-4。
- 3) 在上海総領事 三浦義秋から外相 野村吉三郎あて報告(1939.1.16)。因に在上海総領事はこの通信  
から三浦となり、1940年8月まで本省との間にひんばんな通信が記録されている。「ユダヤ人問題」  
6-2。
- 4) 「同上」5-8, 5-9。
- 5) 「同上」5-9。
- 6) 小辻節三は賀茂神社の神職の家に生まれ、合衆国でキリスト教神学を学ぶが、三位一体説に疑念を  
抱き、ユダヤ教へと向った。1938年、当時の満鉄総裁 松岡洋右により満鉄嘱託に採用され、ハルビ  
ンの第二回極東ユダヤ人大会に出席する。のち鎌倉に帰り、神戸、横浜のユダヤ協会の避難民救援に  
協力する(そのなかにゾラフ・ヴァルハフティクもいた)。大戦後イスラエルでユダヤ教徒となる。
- 7) 在ワシントン大使 堀内謙介から外相 有田への報告(1938.12.28)。「ユダヤ人問題」5-10。なお、  
ハルビンの英字誌『ジューイシ・ライフ』3・4号(1939.1.22)も第二回大会の記事をのせている。  
「ユダヤ人問題」6-4。
- 8) 「同上」5-11。
- 9) 「同上」6-3。
- 10) 「同上」6-3。
- 11) 因にドイツ外務次官ヴァイツゼッカー(E. F. Weizsäcker)と在ベルリン合衆国代理大使ギルバー  
ト(P. B. Gilbert)との間で1938年末から39年1月にかけて、ドイツ在任合衆国市民に対する「人  
種、信条その他の特徴に基づく差別」について意見の交換があった。ドイツ側は独・合衆国間の条約  
は守ると確言したが、上記の「差別」を禁ずるような「国際条約上の一般原則」は見当たらない、と応  
答している。このやりとりの文書の写し(英文)は「ユダヤ人問題」6-2に収録されている。
- 12) 「ユダヤ人問題」6-6。
- 13) この英文報告(10ページ)は三浦から外相 有田あて報告(1939.3.20)に同封されている。「ユダ  
ヤ人問題」7-2。
- 14) 「同上」7-8。
- 15) この統計は上海の三浦総領事から外相 野村吉三郎あてに報告(1939.12.22)されている。「ユダヤ  
人問題」8-13。
- 16) 在上海総領事代理 佐藤から外相あて報告(1939.5.20)によると中欧からのユダヤ人の大量の上海  
渡航に伴って、ドイツ語、英語週刊誌の刊行が活発になった。その例：『アジアティシエ・ルントシャ  
ウ』(1938.12から)、『シャンハイ・ヴォッヘ』(1939.3から)、『ザ・ワードロード・ニュース』  
(1939.4から)、『ゲルベ・ポスト』(1939.5から)、『シャンハイ・ジューイシ・クロニクル』(1939.5  
から)。夫々2000-3000部を発行している。「ユダヤ人問題」8-13。
- 17) *Report of the Medical Board, Committee for the Assistance of European Jewish Refugees in  
Shanghai, Apr. 1940.* 「ユダヤ人問題」10-3。

### 第4章 注

- 1) 在上海総領事 三浦から外相 有田あて報告(1939.1.16)にこの件に言及あり、犬塚大佐は近く帰  
京して打合わせる予定とある。「ユダヤ人問題」6-2。
- 2) この件は在ニューヨーク総領事 若杉から外相 有田あて報告(1939.2.3)に述べられている。これ

十五年戦争（1931-1945）における日本政府・軍のユダヤ人政策

- に対し外相はサッスーンの言動を引続き調査するよう指示している（1939.2.13）。「ユダヤ人問題」6-4。
- 3) この文書には発信人も日付けも欠けているが、前後の事情と内容から犬塚大佐の執筆とみられる。「ユダヤ人問題」7-3。
  - 4) 「ユダヤ人問題」7-5。
  - 5) この案は何故か6月11日になって上海の犬塚大佐から海軍軍令部に送付されている。「同上」7-10。
  - 6) 「同上」8-1。
  - 7) Zorach Warhaftig, *Refugee and Survivor Rescue Attempts during the Holocaust*, Yad Vashem, 1984. 滝川訳『日本から来たユダヤ避難民』1992, 213-215 ページには「犬塚大佐と反ユダヤ活動」の一節があり、同人は「アメリカの政策形成にユダヤ人が決定的役割りをもつと信じこんでもいた」と批判している。
  - 8) この幹事会は「合同報告」について討議するため7月11, 13, 18日の三回開かれている。「ユダヤ人問題」8-1。
  - 9) 有田外相から三浦総領事あて訓令（1939.7.18）はこの件を従来通り、現地の代表機関のまま、とし、夫々が中央に報告するよう指示している。「同上」8-1。
  - 10) 「ユダヤ人問題」8-4。
  - 11) これらについて外相 有田から在ベルリン大使 大島あて通告（1939.8.19）に述べられている。「同上」8-5。
  - 12) それぞれの手紙（英文）の写しは三浦総領事から有田外相あての報告（1939.8.19）に同封されている。「同上」8-5, 8-6。
  - 13) 「同上」8-7。
  - 14) 「同上」8-8。
  - 15) 「同上」9-5。このなかで三浦は在上海日本総領事館としては「来入許可証」43通を発行したが、じっさいの渡航者はなく、2月2日までにS.M.C.が発行した「来入許可証」は555通、じっさいの渡航者77名と述べている。一方「登録」作業は順調に進み、10,400人が完了、うち自活者は3,212人、家族呼寄せは1,547件（1件当たり平均2名）と述べている。
  - 16) 「ユダヤ人問題」8-11。
  - 17) そのさい来栖大使は1940年1月～5月に日本通過ヴィザを94件発行したと述べている（1940.5.15）。しかしそれらが上海の日本総領事館あるいはS.M.C.による「許可証」を持つ者かどうかには言及していない。「ユダヤ人問題」9-10。
  - 18) 「同上」9-11。
  - 19) 中日新聞社会部（編）『自由への逃走』1995年, 124-126ページ。
  - 20) 外交史料館のこれらの文書の分類記号はそれぞれJ.2.1.0.X<sub>1</sub>-MA<sub>1</sub>, およびJ.2.3.0.J/X<sub>3</sub>である。
  - 21) 在上海総領事 三浦から外相 野村あて報告。「ユダヤ人問題」9-1。他方公開の決議と宣言については在ハルビン総領事 久保田から在満大使 梅津, 外相 野村あて報告（1940.1.11）がある。「ユダヤ人問題」9-2。
  - 22) 「ユダヤ人問題」9-4, 9-5。
  - 23) 「ユダヤ避難民収容所問題に関する件」「同上」8-11。
  - 24) 「同上」8-12, 8-14。
  - 25) 外務省調査部第三課「上海におけるユダヤ地区設立問題に関する件」「同上」9-1。
  - 26) 「同上」9-2。なおトケイヤー, シュオート前掲訳本, 66-70ページには田村光三が1940年はじめ世界ユダヤ人会議会長 S.S. ワイズと会談したがワイズの同意をえられなかった旨述べている。
  - 27) 「ユダヤ人問題」9-12。
  - 28) 「同上」10-3。
  - 29) 原安三郎については参照：中村隆英他編『現代史を創る人々』2, 1971年。但しここに収録されて

いる原の回想談には戦時中のサッスーン工作の件は言及されていない。

## 第5章 注

- 1) これらは「ユダヤ人問題」10-4, 10-9, 10-10。
- 2) この種の公文書は次のように分類されている：「各国駐在帝国大使任命関係雑纂」M.2.1.0.-13；「各国駐在帝国領事任免関係雑件」M.2.1.0.-10；「在外公館附武官任免関係雑纂」M.2.1.0.-12；「在外公館附武官服務内規関係雑件」M.2.1.0.-5。
- 3) 佐久間報告はM.2.1.0.-13-42（リスアニア）に収録されている。
- 4) 小野寺百合子『バルト海のほとりにて』1985。同「小野寺武官の情報戦」『正論』1993年5月号。
- 5) E. Palasz-Rutkowski and A. T. Romer, Polish-Japanese Co-operation during World War II, *Japan Forum*, vol.7 no.2, 1995, pp.287-295.
- 6) M.2.1.0.-10-92（カウナス）。
- 7) この問題に本稿では立入れないが、ポーランド側関係者の回想記には以下がある：L. Kliszewicz, *Baza w Sztokholmie, Zeszyty Historyczne*, no.58, Paris 1981; E. Budzynski, *Poczta japonska, Zeszyty Historyczne*, no.102, Paris 1992. 研究文献には、A. Peplonski, *Wywiad Polskich Sił Zbrojnych na Zachodzie 1939-1945*, Warszawa 1995, 日本人関係者の回想記には：小野寺百合子、前掲書、論文および杉原幸子『六千人の命のビザ』（新版）1998があり、共に信頼できる。
- 8) M. Rybikowski, *Wywiad antyniemiecki organizacja i praca*, w *Archiwum Muzeum Wojska Polskiego w Warszawie*, Teczka A 1-2.
- 9) Chiune Sugihara [without title], w *Archiwum Muzeum Wojska Polskiego w Warszawie*, Teczka D-1.（ロシア語、10ページ）。
- 10) 中日新聞社社会部（編）『自由への逃走』1995, 112-114 ページ。
- 11) 戦後に書かれたこの「手記」は杉原幸子（監修）渡辺勝正（編著）『決断 命のビザ』1996, 281-303 ページに収録されていて、その大部分はカウナスにおける避難民へのヴィザ発行に関するものである。
- 12) 前掲『決断 命のビザ』の杉原手記 298-299 ページ。ここで杉原がその姓名を忘れていた5人目の人物とはヤン・ツヴェルテンディク（Jan Zwartendijk）である。
- 13) 「ユダヤ人問題」10-4。杉原領事と松岡外相とのやりとりの公文書については、白石仁章「いわゆる「命のヴィザ」発給関係記録について」『外交史料館報』9号、1996年に綿密な整理がある。
- 14) 杉原幸子『六千人の命のビザ』28-40 ページ。
- 15) 杉原幸子、渡辺勝正、前掲『決断 命のビザ』288 ページ。
- 16) 「ユダヤ人問題」10-7, 10-8。
- 17) 「同上」11-3 および「外国人に対する在外公館発給旅券査証報告一件 欧州の部」第2巻（J.2.3.0. J/X<sub>2-6</sub>）。ここに「杉原ヴィザ・リスト」と呼ばれる2,139件の日本通過ヴィザ発給の対象者の氏名、国籍、発行月日の一覧表（プラグで作成）が含まれている。
- 18) A. Peplonski, *op. cit.* s. 232. この著者は杉原領事とダシキェヴィチの発行したヴィザを利用した避難民を全部で8,000人と見積もっているが、ダシキェヴィチが保持したゴム印で偽造したヴィザは恐らく百件前後であり、杉原夫人の回想記であげている5,000～6,000人が妥当であろう。いわゆる杉原ヴィザ・リストは2,139件であるが、そこに記載されたいない家族を含んでいるからである。
- 19) 「ユダヤ人問題」9-11, 10-9, 10-13。
- 20) 「同上」10-10。
- 21) J.2.3.0. J/X<sub>2-6</sub>
- 22) ヴァルハフティク、前掲訳書、81-86, 93-103, 113-119 ページ。トケイヤー、シュオーツ（邦訳）『河豚計画』87-102 ページにはシベリア鉄道による避難民の不安な旅路の記述がある。なお秦郁彦『昭和史の謎を追う』上、1993にはその十一章に「河豚プランと日本—ユダヤ論の系譜」が収められている。しかしその記述には疑問点が多い。本稿と比較して検討してほしい。

## 十五年戦争（1931-1945）における日本政府・軍のユダヤ人政策

- 23) 「ユダヤ人問題」10-9, 10-11。
- 24) 「同上」11-2。因みに建川將軍の在モスクワ大使任命は松岡外相による人事である。外相は当時日・独・伊三国軍事同盟、重慶政府との和平工作に努力しており、1941年3月～4月にはベルリン、モスクワを訪問し、日ソ中立条約に調印している。その間外相職は首相近衛が兼務した。
- 25) 「ユダヤ人問題」11-3。
- 26) 「同上」11-4。
- 27) 「同上」11-5。
- 28) この第一報は神戸のユダヤ人協会会長から外務省アメリカ局第三課あて要請文（1941.3.15）である「ユダヤ人問題」11-7。
- 29) 外相 近衛から在モスクワ大使 建川あて回答（1941.3. [25]）。「ユダヤ人問題」11-8。なおこの草稿に乗っていたベンジャミン・フィショフの回想は前掲書『自由への逃走』60-62ページに収録されている。
- 30) 「ユダヤ人問題」11-4。
- 31) 「同上」11-7, 11-8。
- 32) 「同上」11-11。
- 33) 永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆』（1994）では独軍のソ連占領地域におけるユダヤ人根絶と弱小民族の段階的抹殺が考察されている。また栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策』（1997）も画期としての独ソ戦の意義を認めているが、むしろゲットー政策の行き詰まりを基本的契機と見ている。
- 34) トケイヤー、シュオーツ、前掲訳書、127-130ページ、および『松岡洋右 その人と生涯』879-880ページにも小辻との会話が載っている。しかし「ユダヤ人問題」の公文書にはその記録はない。
- 35) 「ユダヤ人問題」11-14。
- 36) 「同上」11-5。
- 37) C. Madajczyk, *Polityka III Rzeszy w okupowanej Polsce*, Warszawa, 1970 t.2, s.306-307; R. Hilberg, *The Destruction of the European Jews*, NY, 邦訳上巻 340ページ。

### 第6章 注

- 1) 「ユダヤ人問題」11-14。
- 2) 「同上」11-15。
- 3) 「同上」11-16。
- 4) 前掲書『自由への逃走』96-98ページ。但し当人たちはカウナスでヴィザを受取ったとあるが、杉原ヴィザ・リストにはクピンスキの名は見当らない。
- 5) 「ユダヤ人問題」12-1。

### 【史料について】

本論文で利用されている史料は外務省外交史料館の公文書のうち以下のものである。

#### J（移民および旅券）

1. 外国における旅券および査証法規、同取扱事項雑件のうち 満州国  
J.2.1.0. X<sub>1</sub>-MA<sub>1</sub>
2. 外国人に対する在外公館発給旅券査証報告の件のうち ヨーロッパ  
J.2.3.0. J/X<sub>2-6</sub>
3. 外国人に対する満州国旅券査証統計表 J.2.3.0. J/X<sub>3</sub>

#### M（政府組織および官職）

4. 各国駐在帝国大使任命関係雑纂 M.2.1.0.-13.
5. 各国駐在帝国領事任免関係雑件 M.2.1.0.-10.

6. 在外公館附武官任免関係雑纂 M.2.1.0.-12.
  7. 在外公館附武官服務内規関係雑件 M.2.1.0.-5.
- I (文化, 労働および社会問題)
8. 民族問題関係雑件 ユダヤ人問題 I.4.6.0.-1-2

(注) この公文書集 8 は 1920-1944 年に亘り, 全 13 巻, 6000 コマ以上の文書を含んでいるが, 文書番号とページが欠けている。本論文で例えば「ユダヤ人問題」8-13 と注記されているのは, 第 8 巻の著者による手書きデータの 13 枚目を意味する。

[あとがき]

本稿は同じタイトルの著作『日本のユダヤ人政策 1931-1945』(未来社, 2002 年 5 月) の要約論文である。もともと英訳のために作られ, その英文は小生の本郷での日々の友人, 井上佑子さんのおかげですでに完成し, ワシントン D.C. の Holocaust and Genocide Studies 編集部に送ってある。まだ掲載の可否の返事はない。

小生が明治大学を定年退職した 1997 年春ころ, 外務省外交史料館が保存・公開している「ユダヤ人問題」(13 巻) の存在を知った。このかなり多量な史料について, すでに内外の研究者が調査・研究した先例があるかどうか尋ねたところ, 長沼宗昭さん(日本大学, 法学部, ユダヤ教とユダヤ史)はまだ聞いていない, とのことであった。そこで自由の身となった二年余りを外交史料館に通い仕事にとりかかった。この要約論文(英文)を Holocaust and Genocide Studies に寄稿しては, と勧めてくれたのはワルシャワのユダヤ史研究所長, フェリクス・ティフさんである。

この仕事をまとめるに当って, 明治大学の同僚であった多くの人から助言や教えることができた。文献・史料について海野福寿, 山田朗(日本史), 地名・人名の各種表記について堀敏一, 永田雄三, 高田幸夫(東洋史)の皆さん, 学外では芝健介, 永岑三千輝(ドイツ史), 白石仁章(外交史料館)の方々である。

小生としてはできる限り史料にそくして, また史料をして語らせる, という方法で主題に接近したのであるが, 何分, 第二次世界大戦およびユダヤ人の問題について初心者にすぎず, やっと最近になってチェスワフ・マダイチクの二大著作『第三帝国のポーランド占領政策 1939-1945』2 巻, ワルシャワ 1970 年, (ドイツ語版, ベルリン 1987 年), 『ファシズムと占領 1938-1945』ポズナン 1983/84 年(合計 2,600 ページ余)を通読しメモをとる作業をおえたばかりである。マダイチクのこれらの仕事は“戦後歴史学”のまぎれもなくすぐれた達成である。このような小生にとって本稿は, それとは知らずに誤りを犯していることは大いにありうるであろう。ご批判をえられるなら幸いである。

(2002 年 7 月 14 日記)

## Japan's policy toward Jews during the 15-years' War (1931-1945)

BANDŌ Hiroshi

### **Chapter 1.** Activities made by the Special Service Agency of the Kuantung Army to cope with Jews living in Harbin.

Here we search for cases of threat and abduction hostile to the Jewish inhabitants in Harbin by a gang of several hundred White Russians from August to December in 1933. Among a lot of correspondences and reports sent during the time between 1933 and 1936, a 'Notice' by gen. T. Nishio, Chief of the General Staff of the Kuantung Army to the Japanese Embassy in Manchukuo (Dec. 14, 1934) was proved to be decisive in the matter, though kept secret at that time.

Afterward the military authorities in Harbin changed their policy toward Jews from persecution to 'utilization' of Jews. The First Convention of Far Eastern Jews was held in Harbin, Dec. 1937. 'The outline of the measure toward the Jewish race in the present situation' by gen. H. Tojō, Chief of the General Staff of the Kuantung Army (Jan. 25, 1938), confirmed the new line of policy toward Jews.

In Tokyo, however, there gathered together anti-Jewish generals and officers to put pressure to the central military office. Their pressure led to the formation of the Committee for the Moslem and Jewish problems (Apr. 1938).

### **Chapter 2.** The deportation of Jews from Austria and Germany and the measure of Japan's military and diplomatic authorities to cope with the situation in and after March, 1938.

After the Hitler's seizure of power in Germany, the Jewish citizen-baiting began. Concerning the press campaign in the United States, an official of the Japanese Consulate-General in New York sent his report together with 'The American Jewish Committee, *The Jews in Nazi Germany — The factual record of their persecution by the National Socialism* —' N. Y. 1933 (pp.99). These documents clearly denounced the Anti-Jewish policy by German government and people. According to the careful research of the reports from Japanese overseas establishments, it was evident that the critical views of their own on the matter were not to be found at all. The Foreign Ministry itself in its instructions always took a prudent attitude in commenting on the policy of Germany, Japan's "allied country", even on the case of the persecution of Jews. On the other hand, reproachful wordings on the Jewish citizens excluded by Germany were often found in the reports from abroad to the Ministry proper. For example, a report from the Consulate-General in Hamburg to Y. Matsuoka, Minister for Foreign Affairs (Sept. 12, 1940), said, "there is no hindrance to the issue of a visa in case of W. I. Kasper who is actually making an application ... We have much trouble to deal with the matter. Those who are troublesome to Germany are also very troublesome to Japan. We refuse the case in question of the

application for the transit visa by Kasper".

Needless to say, it was rather the refugees asking for their visas than the member of the Consulate-General, who "have much trouble".

The first instructions of Konoe, Minister for Foreign Affairs (Oct. 7, 1938), prohibited the entry of Jewish refugees (calling them merely under the name 'refugees of this kind') into Japan's territories. Next came the instructions of Arita (Dec. 7, 1938), which repeated Konoe's instructions, making an additional remarks, saying, "it was requested to avoid calling Jews actively into Japan, Manchukuo and China, only excepting those who were of special utility value like capitalists and technical experts". Those exceptions were made not only in consideration of "the necessity for introducing foreign capital" and "the prevention against the worsening of the relations between Japan and the United States", but also to satisfy the demands on the party of the Army and Navy for 'making use of Jews' group.

**Chapter 3.** The policy made by the Japanese government and military toward the Jewish refugees and Jewish community in Shanghai. (omitted)

**Chapter 4.** Program of the group 'utilizing Jews' in summer 1939.

The three-men committee with col. Yasue, cap. Inuzuka and consul Ishiguro made a research work on the Shanghai Jewish problems, which issued, as a result, a proposal, "The Joint Report of the Investigation Concerning the Jews in Shanghai" (July 7, 47 pages). The proposal consisted of two parts. First, measures to be taken to induce the British Jews' financial group in Shanghai by the establishment of the livingzone of Jewish refugees. Second, measures to present the influx of European Jews into Shanghai. Both of them were full of phantagy and self-confidence, but were difficult to get consent either Commander in Chief of the spot or Foreign Ministry and military authorities in Tokyo.

**Chapter 5.** The large issue of visas to Jewish refugees by Chiune Sugihara, Acting Consul in Kaunas, (Summer, 1940) and a sensation.

Ch. Sugihara distinguished himself in the negotiations with the Soviet Authorities on the transfer of the North Manchurian Railway in March 1935. Then he was appointed acting consul in Kaunas (Dec. 1939 — Aug. 1940) to inform the General Staff of the Army. He worked together with Polish underground intelligence officers. One day, his consulate was suddenly surrounded by a crowd of Jewish refugees (July 18, 1940). Several correspondences were kept up between Consul and Foreign Minister Matsuoka. The latter gave severe instructions to the former to place restrictions on the issue of transit visas through Japan. Sugihara, however, thanks to the favorable steps of the Consul of Netherland and Soviet Consulate in Kaunas, determined to issue transit visas. Between July 29 and August 28, he devoted himself to the making of visas all day long without lunch. The number of visas amounted to 2,139. According to the reminiscences of Mrs Yukiko Sugihara, the real number of refugees who got visas amounted to 5,000—6,000.

That was really a marvelous devotion for refugees. The Foreign Minister, on the

contrary, tightened the control over Jewish refugees' transit through Soviet Russia and Japan. He finally decided to send them from Kobe to Shanghai, because Japan as an Axis power was to be 'Juden frei'.

**Chapter 6.** The Japanese government's policy toward Jews after December 1941.

Japan opened hostility against the United States, Britain and the Netherlands on Dec. 8, 1941, which invalidated the instructions of Konoe and Arita (Oct. and Dec. 1938). The army authorities on the spot ordered Jews in Shanghai (Feb. 1943) to be placed under a limitation, namely to be 'ghettoized'. Jewish area in Hongkew district was put under the subjection of hunger and death.

**Keywords:** Jewish problem, the Jewish refugees, 15 years' War